

千葉県生涯大学校
指定管理者募集要項

令和5年7月

千葉県

健康福祉部高齢者福祉課

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者の業務の範囲	5
3	業務の基準	6
4	業務を行うに当たっての県からの指示条件	7
5	指定の期間	9
6	応募	9
7	提出書類	10
8	管理運営経費等	11
9	質問事項の受付	12
10	現地説明会の実施	13
11	申請書提出先及び提出期間	13
12	選定方法	13
13	申請に要する経費	14
14	無効又は失格	14
15	選定結果	14
16	指定管理者の決定及び協定	14
17	スケジュール	14
18	その他	15
別記 1	大学校の学生状況	16
別記 2	大学校の収支状況	17
別記 3	危険負担表	24
別記 4	審査基準	25
資料 1	千葉県生涯大学校設置管理条例	
資料 2	千葉県生涯大学校管理規則	
資料 3	第 3 次千葉県生涯大学校マスタープラン	
資料 4	大学校の管理運営状況	

千葉県生涯大学校指定管理者募集要項

千葉県生涯大学校（以下、「生涯大学校」という。）は、昭和50年の開校以来、高齢者の生きがいをづくりや仲間づくりの場としての役割を担い、これまでに4万人を超える卒業生を輩出してきました。

その後、高齢化の急速な進展等を受け、平成24年3月に「千葉県生涯大学校マスタープラン（平成24年度～28年度）」を策定し、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、修業年限や学科等を地域活動につながる学習内容に見直しを行いました。

また、介護保険制度の見直しに伴い、高齢者自身が健康を維持しながら、元気で生き生きと地域で活躍していくことが求められてきたことを受け、平成29年1月にマスタープランを一部改訂（平成29年度～30年度）し、地域での活躍につながる実践的な学習内容の充実や、地域活動学部から健康・生活学部への名称変更などの見直しを行いました。

さらに、平成30年3月には、「第2次千葉県生涯大学校マスタープラン（令和元年度～3年度）」（後に2年間延長）を策定し、健康の保持増進を生涯大学校の目的として位置付けるほか、地域活動につながる十分な知識や技術の習得のため、園芸コースの修業年限の延長や、まちづくり分野でさらに活躍するための学習環境の充実などの見直しを行ったところです。

こうした中、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）が目前に控え、さらに、生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040年）を見据えると、高齢者が、地域において役割と生きがいを持って活躍していくための環境整備がより一層重要となっていきます。

千葉県生涯大学校は、昭和50年の開校から間もなく半世紀を迎えます。超高齢社会を迎える中、より多くの高齢者にとって魅力ある学びの場となり、地域社会での活躍につながるものとなることを目指し、今後の生涯大学校のあり方を示すため、「第3次千葉県生涯大学校マスタープラン（令和6年度～10年度）」を令和5年3月に策定したところです。

この大学校について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和53年条例第39号）（以下「条例」という。）第5条に規定する施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称 千葉県生涯大学校

(2) 所在地・学園名

大学校事務局	千葉市中央区仁戸名町 6 6 6 - 2
《京葉学園》	千葉市中央区仁戸名町 6 6 6 - 2
《東葛飾学園》	
本校舎	流山市美原 1 - 1 5 8 - 2
浅間台教室	松戸市上矢切 2 9 9 - 1 (松戸市総合福祉会館内)
浅間台教室園芸コース教室	松戸市中矢切 4 9 2
《東総学園》	銚子市台町 2 2 0 3
園芸コース教室	神崎町神崎神宿 5 4
《外房学園》	茂原市本小轡 3 1 9 - 1
園芸コース教室	勝浦市串浜 1 8 3 6 - 1
《南房学園》	館山市北条 8 3 8
園芸コース教室	木更津市潮見 2 - 1 3 - 1
陶芸コース教室	館山市湊 4 0 3 - 2

(3) 大学校の沿革、役割等

- ・昭和 5 0 年 4 月開校
- ・高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進する。

(4) 施設概要

①京葉学園

【本校舎】

ア 所在地	千葉市中央区仁戸名町 6 6 6 - 2	4, 6 0 0 m ²
及び敷地		
イ 建 物	・教室・講堂棟 (鉄筋コンクリート造 2 階建 一部平屋建)	
	建築面積	9 2 7. 8 m ²
	延床面積	1, 4 0 1. 7 m ²
	・園芸コース教室 (鉄骨造平屋建)	
	建築面積	2 3 3. 2 8 m ²

延床面積	233.28㎡
・陶芸コース教室（鉄骨造平屋建）	
建築面積	268.42㎡
延床面積	258.04㎡
・陶芸コース教室（木造平屋建）	
建築面積	17.4㎡
延床面積	9.9㎡

【園芸実習地】

ア 所在地 及び敷地	千葉市中央区仁戸名町666-2	3,120.89㎡
---------------	-----------------	-----------

②東葛飾学園

【本校舎】

ア 所在地 及び敷地	流山市美原 1-158-2	815.83㎡
イ 建物	・教室棟（鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建）	
	建築面積	428.75㎡
	延床面積	833.75㎡

【浅間台教室】

ア 所在地	松戸市大字上矢切299-1	
イ 施設名	松戸市総合福祉会館・松戸市市民活動センター・公民館	
ウ 施設の 範囲	松戸市総合福祉会館・松戸市市民活動センター・公民館のうち 生涯大学校が使用するもの	58.20㎡

【浅間台教室園芸コース教室】

ア 所在地	松戸市中矢切492	
イ 敷地	松戸市中矢切492	1,771㎡
ウ 建物	・教室棟（鉄骨造2階建）	
	建築面積	130.32㎡
	延床面積	231㎡
	・更衣室（鉄骨造平屋建）	
	建築面積	79.75㎡
	延床面積	79.75㎡
	・作業棟（木造プレハブ平屋建）	
	建築面積	48.60㎡
	延床面積	48.60㎡

③東総学園

【本校舎】

ア 所在地 及び敷地	銚子市台町2203	3,451.06㎡
---------------	-----------	-----------

イ 建物	・教室棟（鉄筋コンクリート造2階建）	
	建築面積	479.54 m ²
	延床面積	833.35 m ²
	・陶芸コース教室（鉄骨造平屋建）	
	建築面積	275.24 m ²
	延床面積	251.02 m ²

【園芸コース教室】

ア 所在地 及び敷地	神崎町神崎神宿54	2,064.17 m ²
---------------	-----------	-------------------------

イ 建物	・教室棟（鉄骨造2階建）	
	建物面積	204.81 m ²
	延床面積	256.00 m ²
	・更衣室・倉庫（鉄骨造平屋建）	
	建築面積	52.51 m ²
	延床面積	46.61 m ²

④外房学園

【本校舎】

ア 所在地 及び敷地	茂原市本小轡319-1	3,871.44 m ²
---------------	-------------	-------------------------

イ 建物	・教室棟（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・平屋建）	
	建築面積	823.50 m ²
	延床面積	799.80 m ²
	・陶芸コース教室（鉄骨造平屋建）	
	建築面積	271.99 m ²
	延床面積	251.02 m ²

【園芸コース教室】

ア 所在地 及び敷地	勝浦市串浜1836-1	2,150 m ²
---------------	-------------	----------------------

イ 建物	・教室棟（鉄骨造2階建）	
	建築面積	204.81 m ²
	延床面積	256.00 m ²
	・更衣室・倉庫棟（鉄骨造平屋建）	
	建築面積	52.51 m ²
	延床面積	46.61 m ²

⑤南房学園

【本校舎】

ア 所在地 及び敷地	館山市北条838	3,683.51 m ²
---------------	----------	-------------------------

イ 建物 ・教室棟（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・平屋建）
 建築面積 875.19㎡
 延床面積 803.25㎡

【園芸コース教室】

ア 所在地 木更津市潮見2-13-1 673.29㎡
 及び敷地 木更津市潮見2-13-9 723.80㎡

イ 建物 ・教室棟（鉄骨造2階建）
 建築面積 193.18㎡
 延床面積 296.35㎡

・更衣室、倉庫（鉄骨造平屋建）
 建築面積 52.51㎡
 延床面積 46.61㎡

【陶芸コース教室】

ア 所在地 館山市湊403-2 1,397.09㎡
 及び敷地

イ 建物 ・教室棟（鉄骨造平屋建）
 建築面積 275.80㎡
 延床面積 251.02㎡

(5) 大学校の定員 <令和6年度から>

学部	コース	定員(1学年)
健康・生活学部(2年間)	地域ささえあいコース	340名
	千葉ふるさとづくりコース	170名
	ふるさとささえあいコース	220名
	園芸まちづくりコース	350名
	陶芸ボランティアコース	180名
地域活動専攻科(1年間)		100名
合計		1,360名

※各学園の定員等については、「管理運営業務仕様書」(別冊1)のとおり

(6) 入学資格

千葉県内に居住する55歳以上の人。

(応募者が多数の場合は抽選とし、定員に余裕があるときは2次募集を行う。)

(7) 授業時間

1日の授業は、午前10時から12時まで、午後1時から3時までの4時間とし、各学部、コースごとの登校は概ね毎週1日(年間37日程度)とする。

(8) クラブ活動

学生が個々の趣味を活かし交友関係を深め人生を豊かにするため、自主的に行う課外活動として、授業や実習の他に行われているクラブ活動があり、希望により参加できる。

〔主なクラブ活動の種目〕 ※ 学園によって異なります。

詩吟、書道、俳句、短歌、絵画、ダンス、皮革工芸、写真、囲碁等

(9) 大学校の学生状況

令和元年、2年、5年の状況（4月1日現在学生数）

別記1「大学校の学生状況」のとおり

※令和2年度から新型コロナの影響により2年間休校しています。

※入学者数については、学生募集を行った令和元年度、令和2年度、令和5年度を参考とします。

※令和6年度より学部、コース名、修業年限等について見直しがあります。

【参考：入学者数の推移】

（4月1日現在）

学園名	学部・コース		修業年限	総定員 (R2~)	R元		R2		R5	
					入学者	充足率	入学者	充足率	入学者	充足率
学部コース別 合計	健康・生活学部		2年間	730	526	72.1%	565	77.4%	560	76.7%
	造形学部	園芸コース	2年間	350	356	101.7%	345	98.6%	312	89.1%
		陶芸コース	1年間	180	199	110.6%	186	103.3%	130	72.2%
	地域活動専攻科		1年間	100	61	61.0%	57	57.0%	37	37.0%
合 計				1,360	1,142	84.0%	1,153	84.8%	1,039	76.4%

(10) 収支状況

令和3年度・令和4年度の状況

別記2「大学校の収支状況」のとおり

※令和6年度より学部、コース名、修業年限等について見直しがあります。

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 千葉県生涯大学校設置管理条例第6条に関する業務

①大学校における授業に関する業務

②大学校への入学の手続（入学の許可を除く。）に関する業務

③その他大学校の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

○施設等の運営に関する業務

・大学校の施設及び設備、備品の利用許可に関する業務

・大学校の利用料金の設定及び収受等に関する業務

○施設等の管理に関する業務

・大学校の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

など

3 業務の基準

- (1) 大学校の管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。
 - ①千葉県生涯大学校設置管理条例、千葉県生涯大学校管理規則
 - ②労働基準法、最低賃金法及び健康保険法等の労働関係諸法令、その他の関係法令等なお、指定管理者が大学校の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号)が適用されるので留意すること。
- (2) 指定管理者は、「指定管理者の業務の範囲」に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）のほか、大学校の施設内において、「2 指定管理者の業務の範囲」に該当する業務以外の業務であり、利用料金以外の費用を利用者等から徴して行う、施設のサービス向上に資する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。自主事業については事業計画書に実施内容を記載するとともに、必要に応じて行政財産の目的外使用許可を得ること。
- (3) 事業計画書提出後に新たな事業を企画・実施するなど事業計画を変更する場合、実施内容や利用者から徴収する料金等について、事前に県への協議を行うこと。
- (4) 大学校の管理の業務（自主事業を含む）の経理は、指定管理者が実施する他の事業と明確に区分し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備すること。また、県が必要と認めるときは、その報告や実地調査に誠実に応じること。
- (5) 大学校の指定管理者が作成し、又は取得した文書（大学校の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）
- (6) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。
- (7) 指定管理者は、大学校の管理の業務に係る個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に基づき適正に取り扱うこと。

- (8) 指定管理者が行う大学校の利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。
- (9) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (10) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。
- (11) 「第3次千葉県生涯大学校マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」に基づき、大学校を運営すること。
- (12) 指定管理者が行う業務の詳細については、「千葉県生涯大学校管理運営業務仕様書」（別冊1）によること。

4 業務を行うに当たっての県からの指示条件

(1) 組織等について

- ① 大学校に総長、副総長を置く。
- ② 総長は、千葉県知事の職にある者をもって充て、その職務は大学校を統轄する。
- ③ 副総長は、千葉県健康福祉部長の職にある者をもって充て、その職務は総長を補佐する。

(2) 学習計画について

県が承認した学習計画に基づき授業を行うこと。

なお、学習計画は、マスタープランに基づき、授業の内容、講師等について指定管理者として提案すること。この場合、学習内容の策定に当たって基本的な考え方と具体的な方策について、次の点を特に踏まえ、提案すること。

- ① 高齢者の興味、関心を引き、意欲をもって取り組める魅力的な学習内容とすること。
- ② 幅広い年代に対応し、学生ニーズや社会情勢、地域の課題などの地域の実情を踏まえた学習内容とすること。
- ③ 地域活動に役立つ実践的な学習や資格取得につながる講座を取り入れること。
- ④ 広く地域の担い手育成に精通した講師を選定すること。
- ⑤ 健康の保持増進に役立つ講座を取り入れること。
- ⑥ 学習目的を明確にするとともに、目的に沿った体系的なカリキュラムとすること。
- ⑦ 世代間の交流の促進や市町村、社会福祉協議会、商工会議所、自治会、老人クラブなど地域との連携を活かした学習内容とすること。
- ⑧ 県内大学等教育研究機関と連携するとともに、連携の具体的内容を記載すること。

⑨上記①から⑧に加え、各学部・学科ごとの留意事項は「千葉県生涯大学校管理運営業務仕様書」（別冊1）のとおりとする。

(3) 人員配置について

人員配置人数及び正規職員・非常勤職員等については、サービス及び効率性を損なわないよう、必要な人員を配置すること。

(4) 入学定員の確保について

入学案内等について視覚に訴えるなど効果的な広報に努めるとともに、定員充足率の特に低い学園・学部等については、目標を定め、重点的に対策を講じるなど、施設が最大限活用されるよう利用者の確保に努めること。

(5) 再入学の運用について

同一学部同一コースへの再入学は原則として行わない。ただし、健康・生活学部において、学習内容の見直しが行われた場合など地域活動に寄与すると認められる場合は、再入学を許可する。

(6) 施設の運営について

利用者へのサービスの質の向上を図るとともに、経営の効率性のバランスを考慮し、大学校の設置目的の効果が最大になるよう努めること。

(7) 利用者の費用負担について

利用料金及び実習に要する教材費、校外学習に要する交通費・宿泊費等の他に、根拠のない負担を求めてはならないこと。

(8) その他

大学校の管理運営に支障のない範囲において、地域の高齢者等が利用する機会を提供すること。

(9) 修繕について

施設及び設備機器の日常点検等において、修繕を要する箇所を発見した際には、原則として、当該箇所の修繕を指定管理者が行うものとし、その費用についても指定管理者の負担とする。ただし、修繕が大規模なものについては、応急措置を講じるとともに速やかに県に連絡すること。

※ 指定管理者における1年度あたりの修繕費
(休校時を除く令和元年度からの過去平均)
・各年度 約3,500千円(税込み)

- (10) 指定管理者に起因する理由により、事業の一部が実施できなかった場合等において、指定管理料に執行残が生じたときは、返還を求めることがあるので留意すること。

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続をしている団体でないこと。
- ② 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村税の滞納をしていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
- ⑤ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

イ 役員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

大学校のサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。
- ③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

7 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書に記載漏れや添付書類の不足等、形式的な不備がある場合は、数日程度の期限を定めて補正を指示することがあるので、速やかに対応してください。

- (1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式、押印不要）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 関係書類（A4判片面で作成してください。）
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他、団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④ 法人登記事項証明書本及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ⑤ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
※氏名にはフリガナをふる。また生年月日（和暦）、性別を記載すること。
 - ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税（本店及び県内事業所にかかるもの）の各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税を滞納していないことが確認できるもの）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）
 - ・都道府県税の納税証明書（様式名は各都道府県へお問い合わせください）
ただし千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）
 - ・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）
 - ⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

- ⑧ 障害者雇用状況報告書の写し（今年度公共職業安定所長に提出した、受付印があるもの。ただし、インターネット経由で提出した場合、受付印は不要。）。なお、公共職業安定所長への提出義務のない事業主については、障害者雇用状況報告書（様式第2号）。
- ⑨ 厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」のWEB診断結果
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであることを証する書類
- ⑪ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。
- ・グループ（共同体）応募届（様式第3号）
 - ・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）
 - ・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本9部（副本は複写可）とします。

8 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

① 利用料金

大学校の利用に係る料金は指定管理者の収入とし、管理運営経費に充てるものとします。

令和5年度入学生（2年生）利用料金

	区分	額の範囲	備考
授業料	健康・生活学部	16,400 円（以内）	年額
	造形学部	33,300 円（以内）	年額
	園芸まちづくりコース		
	造形学部陶芸コース	59,200 円（以内）	年額
	地域活動専攻科	16,400 円（以内）	年額

令和6年度以降入学生利用料金

区分		額の範囲	備考
授業料	地域ささえあいコース	16,400 円 (以内)	年額
	千葉ふるさとづくりコース	16,400 円 (以内)	年額
	ふるさとささえあいコース	16,400 円 (以内)	年額
	園芸まちづくりコース	33,300 円 (以内)	年額
	陶芸ボランティアコース	33,300 円 (以内)	年額
	地域活動専攻科	16,400 円 (以内)	年額

② 千葉県の負担

大学校の管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、5年間の総額が以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

また、危険負担は、危険負担表（別記3）のとおりです。

(参考金額)	※ () はうち消費税及び特別地方消費税
令和6年度	273,000千円 (24,818,181円)
令和7年度	281,900千円 (25,627,272円)
令和8年度	281,900千円 (25,627,272円)
令和9年度	281,900千円 (25,627,272円)
令和10年度	281,900千円 (25,627,272円)
合計	1,400,600千円 (127,327,269円)

(2) 指定管理期間中の施設の大規模修繕・変更予定
未定

(3) 運営上の課題

- ① 入学者が定員に達していない学園・学部・学科があることから、利用者の確保のための対策を講ずる必要があります。
- ② 卒業後の地域活動への参加傾向は高まっていますが、さらなる広がりのための有効な措置を講ずる必要があります。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年7月24日(月)から令和5年8月15日(火)まで
- (2) 受付方法 質問書(様式第6号)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 043-227-0050

メール ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、「説明会参加申込書」(様式第7号)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールで下記提出先へ、令和5年8月1日(火)午後5時までにお申し込みください。参加人数は各団体2名までとします。

- ① 開催日時 令和5年8月9日(水)午後2時から
- ② 開催場所 千葉県生涯大学校京葉学園
- ③ 提出先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

FAX 043-227-0050

メール ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班
(県庁本庁舎12階)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2342

- (2) 提出期間 令和5年9月4日(月)から令和5年9月22日(金)まで(県の休日を除く)の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

電子メール、FAXでの提出は認めません。

12 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに、別記4「指定管理者審査基準」に沿って外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。

- (2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)

- (3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、

提出された書類（上記7（3）関係書類⑩）に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

13 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

15 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和5年10月下旬頃に千葉県ホームページに掲載します。また、選定結果の詳細については、令和5年11月下旬頃に千葉県ホームページに掲載します。

千葉県ホームページへの公表日については、プレゼンテーション当日にお知らせします。

16 指定管理者の決定及び協定

- (1) 指定管理者は、令和5年12月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

17 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年	7月24日	募集要項公表・配布開始・質問事項受付開始
	8月9日	現地説明会
	8月15日	質問事項締切
	9月4日	申請書受付開始
	9月22日	申請書提出期限
	10月中旬	プレゼンテーション、外部有識者等からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会で候補者の審査、選定、選定団体の公表
	11月下旬	選定結果の公表（千葉県ホームページ）
	12月中旬	指定管理者の議決（12月定例県議会）
	12月下旬	指定管理者の指定
令和6年	2月～3月	協定書の締結、管理事務の引継ぎ
	4月～	指定管理者による管理開始

18 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後、10日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出書類（複写物を含む）は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「6 応募（1）⑥」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

問い合わせ先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

地域活動推進班 担当 齋藤

T E L 043-223-2342 FAX 043-227-0050

メール ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp

令和4年度学生状況(4月1日現在学生数)

※新型コロナウイルスの影響により退学者が多かった。

(単位:名)

学園・校舎	学年	健康・生活学部	造形学部		地域活動専攻科	合計
			園芸コース	陶芸コース		
京葉学園	1年	59	56	30	9	154
	2年	38	50			88
	計	97	106	30	9	242
東葛飾学園 江戸川台校舎	1年	109		33	23	165
	2年	118				118
	計	227		33	23	260
東葛飾学園 浅間台校舎	1年	43	100			143
	2年	35	83			118
	計	78	183			261
東総学園	1年	61	22	14		97
	2年	37	21			58
	計	98	43	14		155
外房学園	1年	31	22	13		66
	2年	50	28			78
	計	81	50	13		144
南房学園	1年	14	14	21		49
	2年	14	29			43
	計	28	43	21		92
合計	1年	317	214	111	32	674
	2年	292	211			503
	計	609	425	111	32	1,177

令和5年度学生状況(4月1日現在学生数)

(単位:名)

学園・校舎	学年	健康・生活学部	造形学部		地域活動専攻科	合計
			園芸コース	陶芸コース		
京葉学園	1年	94	81	40	5	220
	2年	52	52			104
	計	146	133	40	5	324
東葛飾学園 江戸川台校舎	1年	196		55	32	283
	2年	96				96
	計	292		55	32	347
東葛飾学園 浅間台校舎	1年	71	123			194
	2年	40	91			131
	計	111	214			325
東総学園	1年	67	33	9		109
	2年	58	22			80
	計	125	55	9		189
外房学園	1年	82	49	13		144
	2年	28	21			49
	計	110	70	13		193
南房学園	1年	50	26	13		89
	2年	11	11			22
	計	61	37	13		111
合計	1年	560	312	130	37	1,039
	2年	285	197			482
	計	845	509	130	37	1,521

収支報告書（令和元年度）

指定管理業務

(単位:円)

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収 入	指 定 管 理 料	285,000,000	285,300,000	300,000		
	利 用 料 収 入	38,215,128	37,338,000	△ 877,128	授業料	
	そ の 他 の 収 入	280,300	80,000	△ 200,300	受講料(陶芸・傾聴・県史、)	
	受 取 利 息	1,085	0	△ 1,085	預金利息	
	雑 収 入	553,320	300,000	△ 253,320	飲料自販機電気料負担分、コピー代等	
	計(A)	324,049,833	323,018,000	△ 1,031,833		
支 出	人 件 費	報 酬	14,651,000	15,437,000	786,000	陶芸講師(14名)
		給 料	100,120,004	100,373,000	252,996	嘱託職員(32名)
		職 員 手 当	9,028,492	10,540,000	1,511,508	時間外、通勤手当等
		共 済 費	14,417,763	11,535,000	△ 2,882,763	私学共済掛金、労働保険料、健康診断費用等
		小 計	138,217,259	137,885,000	△ 332,259	
	事 業 費	賃 金	35,807,568	38,286,000	2,478,432	非常勤嘱託(25名)、コーディネーター(10名)
		報 償 費	27,146,336	30,500,000	3,353,664	外部講師謝礼
		需 用 費	32,634,407	34,547,000	1,912,593	事務用品、コピー代、園芸・陶芸用品、新聞、園芸関係書籍、公用車ガソリン、電気、ガス、水道料、入学案内、ポスター、チラシ、封筒、小破修繕等
		材料及び賃借料	5,421,734	5,771,000	349,266	コピー機、印刷機、丁合機使用料等
		その他原材料費	1,869,987	2,625,000	755,013	園芸(種子、種苗、土、肥料、農薬等)
		小 計	102,880,032	111,729,000	8,848,968	
		合 計(B)	293,343,646	305,565,000	12,221,354	
	管 理 費	旅 費 交 通 費	2,880,832	2,833,000	△ 47,832	職員旅費、講師交通費等
		役 務 費	8,573,116	8,153,000	△ 420,116	電話料、切手、郵送料、学生募集広告掲載料、日赤救急法、生活支援講習資格手続き手数料、振込手数料(授業料)、施設賠償責任保険料等
		委 託 料	27,340,827	26,520,000	△ 820,827	施設設備管理業務委託料等
		負 担 金	102,568	371,000	268,432	学園祭負担金(会場使用料)等
		雑 費	21,870	0	△ 21,870	クリーニング代等
		一 般 管 理 費	13,327,142	18,074,000	4,746,858	租税公課(消費税11,551千円)等
		小 計	52,246,355	55,951,000	3,704,645	
	利益(又は損失) (収支差額 A-B)	30,706,187	17,453,000			

収支報告書（令和元年度）

自主事業

（単位:円）

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収入	指定管理料	0	0	0		
	利用料収入	0	0	0		
	受講料収入	26,909,470	25,513,000	△ 1,396,470	自主講座受講料(園芸・陶芸)	
	その他の収入	186,000	0	△ 186,000	受講料(県史講座)	
	受取利息	0	0	0		
	雑収入	0	0	0		
	計(A)	27,095,470	25,513,000	△ 1,582,470		
支出	人件費	報酬	6,573,800	7,800,000	1,226,200	陶芸講師(14名)
		給料	0	0	0	
		職員手当	0	0	0	
		共済費	19,177	0	△ 19,177	
		小計	6,592,977	7,800,000	1,207,023	
	事業費	賃金	0	0	0	
		報償費	2,633,000	3,363,000	730,000	園芸外部講師謝礼
		需用費	169,240	500,000	330,760	園芸・陶芸用品、県史講座チラシ、 修了証書代、講師昼食代等
		使用料及び賃借料	0	73,000	73,000	
		その他原材料費	107,086	1,200,000	1,092,914	園芸用(種子、種苗、土、肥料、農薬等)
		小計	2,909,326	5,136,000	2,226,674	
	管理費	旅費交通費	0	0	0	
		役務費	308,790	269,000	△ 39,790	切手代、郵送料、振込手数料(受講料)等
		委託料	0	0	0	
		負担金	0	0	0	
		雑費	0	0	0	
		一般管理費	6,912	1,448,000	1,441,088	
小計		315,702	1,717,000	1,401,298		
合計(B)	9,818,005	14,653,000	4,834,995			
利益(又は損失) (収支差額 A-B)		17,277,465	10,860,000			

収支報告書（令和2年度）※休校

指定管理業務

(単位:円)

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収 入	指 定 管 理 料	261,182,000	280,000,000	18,818,000		
	利 用 料 収 入	0	46,410,000	46,410,000		
	そ の 他 の 収 入	0	280,000	280,000		
	受 取 利 息	919	0	△ 919	預金利息	
	雑 収 入	963,372	300,000	△ 663,372	飲料自販機電気料負担分、コピー代等	
	計(A)	262,146,291	326,990,000	64,843,709		
支 出	人 件 費	報 酬	5,452,700	15,459,000	10,006,300	陶芸講師(14名)
		給 料	100,566,000	100,800,000	234,000	嘱託職員(33名)
		職 員 手 当	9,657,935	10,080,000	422,065	時間外、通勤手当等
		共 済 費	12,615,497	12,837,000	221,503	私学共済掛金、労働保険料、健康診断費用等
		小 計	128,292,132	139,176,000	10,883,868	
	事 業 費	賃 金	40,067,497	39,236,000	△ 831,497	非常勤嘱託(24名)、コーディネーター(10名)
		報 償 費	344,500	32,573,000	32,228,500	外部講師謝礼
		需 用 費	24,612,219	34,196,000	9,583,781	事務用品、園芸・陶芸用品、新聞、園芸関係書籍、公用車燃料代、電気、ガス、水道料、封筒、小破修繕等
		使用料及び賃借料	5,361,556	5,845,000	483,444	コピー機、印刷機、丁合機、AED、介護ベッド、会場使用料等
		その他原材料費	1,289,798	3,910,000	2,620,202	園芸(種子、種苗、土、肥料、農薬等)
		小 計	71,675,570	115,760,000	44,084,430	
	管 理 費	旅 費 交 通 費	1,226,660	3,130,000	1,903,340	職員旅費
		役 務 費	6,729,077	8,473,000	1,743,923	電話料、切手、郵送料、電柱広告料、振込手数料(給料)、施設賠償責任保険料等
		委 託 料	30,459,118	27,943,000	△ 2,516,118	施設設備管理業務委託料等
		負 担 金	0	177,000	177,000	
雑 費		3,359	0	△ 3,359	クリーニング等	
一 般 管 理 費		16,214,665	20,259,000	4,044,335	租税公課(消費税15,494千円)、監査法人報酬等	
小 計		54,632,879	59,982,000	5,349,121		
合 計(B)	254,600,581	314,918,000	60,317,419			
利益(又は損失) (収支差額 A-B)		7,545,710	12,072,000			

収支報告書（令和2年度）※休校

自主事業

(単位:円)

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収入	指定管理料	0	0	0		
	利用料収入	0	0	0		
	受講料収入	0	17,004,000	17,004,000		
	その他の収入	0	400,000	400,000		
	受取利息	0	0	0		
	雑収入	0	0	0		
	計(A)	0	17,404,000	17,404,000		
支出	人件費	報酬	1,746,100	9,387,000	7,640,900	陶芸講師(14名)
		給料	0	0	0	
		職員手当	0	0	0	
		共済費	0	0	0	
		小計	1,746,100	9,387,000	7,640,900	
	事業費	賃金	0	0	0	
		報償費	44,500	1,200,000	1,155,500	園芸外部講師謝礼
		需用費	0	318,000	318,000	
		使用料及び賃借料	0	73,000	73,000	
		その他原材料費	0	200,000	200,000	
		小計	44,500	1,791,000	1,746,500	
	管理費	旅費交通費	0	10,000	10,000	
		役務費	0	262,000	262,000	
		委託料	0	0	0	
		負担金	0	0	0	
		雑費	0	0	0	
		一般管理費	0	510,000	510,000	
		小計	0	782,000	782,000	
	合計(B)	1,790,600	11,960,000	10,169,400		
	利益(又は損失) (収支差額 A-B)		△ 1,790,600	5,444,000		

収支報告書（令和3年度）※休校

指定管理業務（自主事業なし）

（単位:円）

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収 入	指 定 管 理 料	163,082,000	163,082,000	0		
	利 用 料 収 入	0	0	0		
	そ の 他 の 収 入	0	0	0		
	受 取 利 息	465	0	△ 465	預金利息	
	雑 収 入	733,495	140,000	△ 593,495	コロナウイルスワクチン接種会場運営経費負担分等(東葛)	
	計(A)	163,815,960	163,222,000	△ 593,960		
支 出	人 件 費	報 酬	0	0	0	
		給 料	67,847,200	77,857,000	10,009,800	嘱託職員(28名)
		職 員 手 当	5,168,572	5,886,000	717,428	時間外、通勤手当等
		共 済 費	8,986,268	8,900,000	△ 86,268	私学共済掛金、労働保険料、健康診断費用等
		小 計	82,002,040	92,643,000	10,640,960	
	事 業 費	賃 金	9,866,105	0	△ 9,866,105	非常勤嘱託(25名)、コーディネーター(10名)
		報 償 費	0	0	0	外部講師謝礼
		需 用 費	16,670,561	17,021,000	350,439	コロナ対策用品、事務用品、コピー代、園芸・陶芸用品、新聞、園芸関係書籍、公用車ガソリン、電気、ガス、水道料、入学案内、ポスター、チラシ、封筒、小破修繕等
		使用料及び賃借料	5,973,202	5,439,000	△ 534,202	コピー機、印刷機、丁合機使用料等
		その他原材料費	784,484	1,227,000	442,516	園芸(種子、種苗、土、肥料、農薬等)
		小 計	33,294,352	23,687,000	△ 9,607,352	
	管 理 費	旅 費 交 通 費	471,413	1,100,000	628,587	職員旅費、講師交通費等
		役 務 費	4,136,202	6,576,000	2,439,798	電話料、切手、郵送料、学生募集広告掲載料、日赤救急法、生活支援講習資格手続き手数料、振込手数料(授業料)、施設賠償責任保険料等
		委 託 料	22,976,850	28,920,000	5,943,150	施設設備管理業務委託料等
		負 担 金	2,000	0	△ 2,000	学園祭負担金(会場使用料)等
		雑 費	0	0	0	クリーニング代等
		一 般 管 理 費	9,151,492	10,156,000	1,004,508	租税公課(消費税11,551千円)等
		小 計	36,737,957	46,752,000	10,014,043	
	合 計(B)	152,034,349	163,082,000	11,047,651		
	利益(又は損失) (収支差額 A-B)		11,781,611	140,000		

収支報告書（令和4年度）

指定管理業務

(単位:円)

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収 入	指 定 管 理 料	275,676,000	273,800,000	△ 1,876,000	物価高騰対策による増額	
	利 用 料 収 入	30,203,553	37,400,000	7,196,447	授業料	
	そ の 他 の 収 入	0	280,000	280,000		
	受 取 利 息	636	0	△ 636	預金利息	
	雑 収 入	655,767	300,000	△ 355,767	コピー代等	
	計(A)	306,535,956	311,780,000	5,244,044		
支 出	人 件 費	報 酬	15,107,970	14,500,000	△ 607,970	陶芸講師(13名)
		給 料	97,976,000	96,400,000	△ 1,576,000	嘱託職員(35名)
		職 員 手 当	14,349,168	9,410,000	△ 4,939,168	時間外、通勤手当等
		共 済 費	15,977,988	14,800,000	△ 1,177,988	私学共済掛金、労働保険料、健康診断費用等
		小 計	143,411,126	135,110,000	△ 8,301,126	
	事 業 費	賃 金	34,654,039	40,000,000	5,345,961	非常勤(21名)、コーディネーター(6名)
		報 償 費	27,262,300	32,000,000	4,737,700	外部講師謝礼
		需 用 費	36,374,182	32,600,000	△ 3,774,182	事務用品、園芸・陶芸用品、新聞、園芸関係書籍、公用車燃料代、電気、ガス、水道料、封筒、小破修繕等
		使用料及び賃借料	4,872,391	5,800,000	927,609	コピー機、印刷機、丁合機、AED、介護ベッド、会場使用料等
		その他原材料費	1,729,496	1,900,000	170,504	園芸(種子、種苗、土、肥料、農薬等)
		小 計	104,892,408	112,300,000	7,407,592	
	管 理 費	旅 費 交 通 費	1,989,553	2,880,000	890,447	職員旅費
		役 務 費	6,525,870	8,520,000	1,994,130	電話料、切手、郵送料、学生募集広告掲載料、日赤救急法、生活支援講習、振込手数料(授業料)、施設賠償責任保険料等
		委 託 料	23,140,320	22,000,000	△ 1,140,320	施設設備管理業務委託料等
		負 担 金	2,000	110,000	108,000	松ヶ丘中学校地区地域運営委員会費
		雑 費	28,620	0	△ 28,620	クリーニング等
		一 般 管 理 費	15,394,211	13,225,000	△ 2,169,211	租税公課(内消費税額15,221千円)等
		小 計	47,080,574	46,735,000	△ 345,574	
合 計(B)	295,384,108	294,145,000	△ 1,239,108			
利益(又は損失) (収支差額 A-B)		11,151,848	17,635,000			

収支報告書（令和4年度）

自主事業

（単位：円）

項目		決算額	予算額	増減 (予算額-決算額)	備考	
収入	指定管理料	0	0	0		
	利用料収入	0	0	0		
	受講料収入	9,181,700	8,483,000	△ 698,700	園芸・陶芸自主講座受講料	
	その他の収入	0	400,000	400,000		
	受取利息	0	0	0		
	雑収入	0	0	0		
	計(A)	9,181,700	8,883,000	△ 298,700		
支出	人件費	報酬	6,225,100	6,709,000	483,900	陶芸講師7名
		給料	0	0	0	
		職員手当	0	0	0	
		共済費	0	0	0	
		小計	6,225,100	6,709,000	483,900	
	事業費	賃金	0	0	0	
		報償費	415,500	790,000	374,500	園芸外部講師謝礼
		需用費	37,000	275,000	238,000	消耗品費等
		使用料及び賃借料	59,400	73,000	13,600	仮設トイレレンタル料等
		その他原材料費	6,600	112,000	105,400	園芸・陶芸用原材料
		小計	518,500	1,250,000	731,500	
	管理費	旅費交通費	0	10,000	10,000	
		役務費	74,124	175,000	100,876	受講料振込手数料負担分
		委託料	0	0	0	
		負担金	0	0	0	
		雑費	0	0	0	
		一般管理費	20,000	677,000	657,000	地主謝礼
		小計	94,124	862,000	767,876	
	合計(B)	6,837,724	8,821,000	1,983,276		
	利益(又は損失) (収支差額 A-B)		2,343,976	62,000		

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備・備品の損傷に対する修繕	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。））		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。））		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの（1件あたり30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの））		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

指定管理者審査基準

【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	審査の参考となる計画書等
事業計画書の内容が県民の平等な利用を確保することができるものであるか (指定手続条例第3条第1号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針	1 施設の設置目的を理解しているか	3	・事業計画書1、2、3 ・様式第2号
		2 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
		3 経営理念やコンプライアンスの取組等、団体の経営モラルは適切か ・最低賃金を下回っていないか ・障害者の法定雇用率を満たしているか	3	
	平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	4 事業内容等が一部の県民、団体に対して不当に利益を制限又は優遇するものではないか	3	
		5 要配慮者への対応は適切か	3	
個人情報取扱は適正か	個人情報保護の取組	6 個人情報保護のための適切な措置がとられているか	3	
小 計			18	

【一般項目の審査】

- ・外部有識者等の評点を集計した結果、合計点が60点を下回り、選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格とする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	審査の参考となる計画書等	
事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に効果的に効率的に発揮させるものであるか。(指定手続条例第3条第2号)	利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	7 入学の募集方法や大学の情報発信など、定員充足を含める利用者増大への取組内容や年間の広報活動計画は適切か。	5	・事業計画書3、4 ・様式第1号の1	
		8 世代間交流や、教育機関及び地域活動団体などの関係機関等との連携が図られているか。	5		・事業計画書7
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	9 求めている学習内容等が事業計画書で提案されているか。また、学習内容等に対する考え方や具体的な方策などは適切か。	15	45	・事業計画書3
		10 広く地域の担い手育成に精通した講師を選定するための考え方と具体的な方策はどうか。	5		・事業計画書3(4)
		11 自主事業の提案は、公の施設のサービス向上に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか	5		・事業計画書5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	12 施設の維持管理は効率的に計画されているか。	5	5	・事業計画書6
13 施設管理、安全管理は適切か		5			
管理に係る経費の縮減効果(又は収益性の確保)	14 経費の縮減等を含む効率的な施設運営となっているか。また、利益還元への考え方や具体的な方策はどうか。	10	10	・事業計画書7、13 (様式第1号の2、1の2の2、1の2の3、1の4)	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。(指定手続条例第3条第3号)	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	15 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れているか	3	・事業計画書13 ・添付資料(財務諸表等)	
		16 収支計画の実現可能性はあるか	3		
		17 販売費及び一般管理費の額は適正か	3		
	安定的な運営が可能となる人的能力	18 人員配置等管理運営体制は適切か	3	30	・事業計画書14
		19 職員採用、確保の方策は適切か	3		・事業計画書8
		20 職員の指導育成、研修体制は十分か	3		
	安定的な運営が可能となる財政的基盤	21 団体の財務状況は健全か。	3	3	・添付資料(財務諸表)
		22 金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3		
類似施設の運営実績	23 実績からして、本件施設を良好に管理運営できる可能性はどうか	3	3	・事業計画書9 ・添付資料(事業報告書)	
危機管理対策	24 事故防止、防災体制等危機管理体制はどうか。	3	3	・事業計画書10	
その他	卒業生の地域活動への支援	25 卒業生等に対する地域活動参加への支援についての考え方はどうか	10	15	・事業計画書11
	地域貢献等	26 各学園における地域の高齢者等に向けた公開講座の開設等、施設の効果的活用に関する自由提案の内容はどうか	5		・事業計画書12
小 計			100		
合 計			118		

グループ応募に係る団体審査基準

- ・各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力(人員、財政的基盤等)を有しているか。(指定手続条例第3条第3号)	グループで応募する団体に係る確認事項	グループの設立の経緯は明らかになっているか	10	グループ(共同体)応募届 グループ(共同体)構成団体業務分担表 グループ(共同体)協定書
		グループ応募する必要性・理由は妥当なものか	10	
		構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか	10	
		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	

千葉県生涯大学校設置管理条例

昭和五十三年十二月二十二日
条例第三十九号

改正 昭和五五年 三月二九日条例第一一号 昭和六一年一月一九日条例第四三号
 昭和六二年一月二一日条例第三四号 昭和六三年一月五日条例第四三号
 平成元年一月二五日条例第四三号 平成二年一月一七日条例第四四号
 平成四年一月二九日条例第七三号 平成六年一月二二日条例第四一号
 平成九年 七月一五日条例第一九号 平成一一年 三月一二日条例第一二二号
 平成一四年一〇月一八日条例第六一号 平成一七年一〇月二五日条例第七九号
 平成二一年 七月一七日条例第四一号 平成二四年 七月一三日条例第五五号
 平成二五年一月二六日条例第六四号 平成二八年一月二七日条例第六三号
 平成三〇年 三月二三日条例第一〇号 平成三〇年一月二八日条例第六一号
 令和五年 三月一七日条例第九号

注 令和五年三月一七日条例第九号による改正は、令和六年四月一日から施行につき、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

千葉県生涯大学校設置管理条例

題名改正〔平成四年条例七三号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、生涯大学校の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成四年条例七三号〕

(設置)

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

一部改正〔平成四年条例七三号・二四年五五号・三〇年一〇号〕

(名称及び位置)

第三条 大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県生涯大学校京葉学園	千葉市
千葉県生涯大学校東葛飾学園	松戸市・流山市
千葉県生涯大学校東総学園	銚子市・香取郡神崎町
千葉県生涯大学校外房学園	茂原市・勝浦市
千葉県生涯大学校南房学園	館山市・木更津市

一部改正〔平成四年条例七三号・六年四一号・一一年一二号〕

(学部等、修業年限及び定員)

第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。

2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学部及び専攻科	修業年限	定員（一学年）
千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	二年	二一〇名
	造形学部 園芸まちづくりコース	二年	九〇名

		陶芸コース	一年	五〇名
	地域活動専攻科		一年	五〇名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	健康・生活学部		二年	三〇〇名
	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	一四〇名
		陶芸コース	一年	五五名
	地域活動専攻科		一年	五〇名
千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部		二年	七〇名
	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸コース	一年	二五名
	健康・生活学部		二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校外房学園	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	五〇名
		陶芸コース	一年	二五名
	健康・生活学部		二年	五〇名
千葉県生涯大学校南房学園	造形学部	園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸コース	一年	二五名
	健康・生活学部		二年	五〇名
	造形学部		二年	三五名

注 令和五年三月一七日条例第九号で、令和六年四月一日から施行
 第四条第一項中「及び造形学部」を削り、同条第二項の表を次のように改める。

区分	学部及び専攻科		修業年限	定員 (一学年)
千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	地域ささえあいコース	二年	一四〇名
		千葉ふるさとづくりコース	二年	七〇名
		園芸まちづくりコース	二年	九〇名
		陶芸ボランティアコース	二年	五〇名
	地域活動専攻科		一年	五〇名
千葉県生涯大学校東葛飾学園	健康・生活学部	地域ささえあいコース	二年	二〇〇名
		千葉ふるさとづくりコース	二年	一〇〇名
		園芸まちづくりコース	二年	一四〇名
		陶芸ボランティアコース	二年	五五名
	地域活動専攻科		一年	五〇名
千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	二年	七〇名
		園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸ボランティアコース	二年	二五名
	健康・生活学部		二年	一〇〇名
千葉県生涯大学校外房学園	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	二年	一〇〇名
		園芸まちづくりコース	二年	五〇名
	健康・生活学部		二年	二五名

		ス		
千葉県生涯大学校 南房学園	健康・生活学部	ふるさとささえあいコ ース	二年	五〇名
		園芸まちづくりコース	二年	三五名
		陶芸ボランティアコー ス	二年	二五名

全部改正〔平成四年条例七三号〕、一部改正〔平成六年条例四一号・一一年一二号・一四年六一号・一七年七九号・二四年五五号・二八年六三号・三〇年一〇号〕

(指定管理者による管理)

第五条 知事は、大学校の設置の目的を効果的に達成するため、大学校の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(業務の範囲)

第六条 指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 大学校における授業に関する業務
- 二 大学校への入学の手続（入学の許可を除く。）に関する業務
- 三 その他大学校の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

追加〔平成一七年条例七九号〕

(入学資格)

第七条 大学校に入学できる者は、県の区域内に住所を有する五十五歳以上の者とする。

2 前項に定めるもののほか、第四条第一項に規定する地域活動専攻科に入学できる者は、同項に規定する健康・生活学部を修業した者及びこれに相当する者として知事が定める者とする。

一部改正〔昭和五五年条例一一号・平成一七年七九号・二四年五五号・二八年六三号〕

(入学の許可)

第八条 大学校に入学しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

一部改正〔昭和五五年条例一一号・平成一七年七九号〕

(管理の基準)

第九条 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金)

第十条 大学校を利用する者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の支払の時期)

第十一条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の免除)

第十二条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(利用料金の返還)

第十三条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例七九号〕

(知事による管理)

第十四条 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第五条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該大学の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該大学を利用する者は、第十条の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合における第十一条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十条第三項」とあるのは「第十四条第二項」とする。

4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。

5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

7 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十四条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例四一号〕

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一四年条例六一号・一七年七九号・二一年四一号〕

附 則

この条例は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十一号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日条例第四十三号）

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十一日条例第三十四号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月五日条例第四十三号）

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十二月二十五日条例第四十三号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日条例第四十四号）

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月九日条例第七十三号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日条例第四十一号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定（同表千葉県生涯大学校北総学園の項名称の欄の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月十五日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日条例第十二号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日条例第六十一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十五年三月三十一日において千葉県生涯大学校（以下「大学校」という。）に在学している者については、改正後の千葉県生涯大学校設置管理条例第七条の規定にかかわらず、その者が引き続き大学校に在学する間は、授業料を徴収しない。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十七年十月二十五日条例第七十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成二十一年七月十七日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十三日条例第五十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた一般課程、専攻課程及び通信課程は、平成二十五年三月三十一日において当該課程に在学している者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十八年十二月二十七日条例第六十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた地域活動学部は、平成二十九年三月三十一日において当該学部等に在学している者が当該学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学部の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第十号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第三項の規定により置かれた造形学部園芸コースは、平成三十一年三月三十一日において当該コース等に在学している者が当該コース等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該コースの授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。(後略)

附 則 (令和五年三月十七日条例第九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き生涯高等学校の健康・生活学部に在学している者に係る当該学部の定員及び授業料については、改正後の千葉県生涯高等学校設置管理条例第四条第二項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の千葉県生涯高等学校設置管理条例第四条第一項の規定により置かれた造形学部は、令和六年三月三十一日において当該学部に在学している者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該学部の授業料については、なお従前の例による。

別表 (第十条第三項)

利用料金の名称	区分	単位	額の範囲	
授業料	健康・生活学部	一年につき	一万六千四百円以内	
	造形学部	園芸まちづくりコース	一年につき	三万三千三百円以内
		陶芸コース	一年につき	五万九千二百円以内
	地域活動専攻科	一年につき	一万六千四百円以内	

備考

- 一 学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。

注 令和五年三月一七日条例第九号で、令和六年四月一日から施行別表授業料の項を次のように改める。

授業料	健康・生活学部	地域ささえあいコース	一年につき	一万六千四百円以内
		千葉ふるさとづくりコース	一年につき	一万六千四百円以内
		ふるさとささえあいコース	一年につき	一万六千四百円以内
		園芸まちづくりコース	一年につき	三万三千三百円以内
		陶芸ボランティアコース	一年につき	三万三千三百円以内
	地域活動専攻科	一年につき	一万六千四百円以内	

追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号・三〇年一〇号・六一号〕

千葉県生涯大学校管理規則

昭和五十三年十二月二十二日
規則第八十八号

改正	昭和五五年 三月二九日規則第九号	昭和五六年十一月 六日規則第七二号
	昭和六一年一月一九日規則第七一号	昭和六二年一月二一日規則第七六号
	昭和六三年一月二 五日規則第八六号	平成 元年一月二五日規則第一〇九号
	平成 二年一月二一七日規則第七一号	平成 四年一月二 九日規則第一〇九号
	平成 六年一月二二日規則第八〇号	平成一一年 三月一二日規則第一三三号
	平成一四年一〇月一八日規則第九四号	平成一五年 三月 七日規則第一一号
	平成一七年十一月 四日規則第一七二号	平成二一年 七月一七日規則第六〇号
	平成二四年 七月二四日規則第七二号	平成二八年一月二二七日規則第八〇号
	平成三〇年 三月二三日規則第一二号	令和 五年 三月一七日規則第六号

注 令和五年三月一七日規則第六号による改正は、令和六年四月一日から施行につき、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

千葉県生涯大学校管理規則

題名改正〔平成四年規則一〇九号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）第九条及び第十五条の規定により生涯大学校（以下「大学校」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成四年規則一〇九号・一四年九四号・一七年一七二号・二一年六〇号〕

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年規則一七二号〕、一部改正〔平成二四年規則七二号・三〇年一二号〕

(入学の手続)

第三条 大学校に入学しようとする者は、知事が別に定めるところにより入学願書を提出しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(入学の許可)

第四条 知事は、前条の規定により入学願書の提出があつた場合は、抽選の方法により入学を許可すべき者を決定し、入学を許可するものとする。ただし、健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る入学を許可すべき者の一部については、知事が別に定めるところにより入学を許可することができる。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行
第四条ただし書中「健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る」を削る。

一部改正〔平成四年規則一〇九号・一七年一七二号・二四年七二号・二八年八〇号・三〇年一二号〕

(入学の通知)

第五条 知事は、前条の規定により入学を許可した者に対し、入学許可通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(授業科目)

第六条 大学校の健康・生活学部及び造形学部の授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行

第六条中「及び造形学部」を削り、「共通科目」を「基礎科目」に改める。

追加〔平成二四年規則七二号〕、一部改正〔平成二八年規則八〇号・三〇年一二号〕

(学年)

第七条 大学校の学年は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(授業及び授業時間)

第八条 大学校においては、毎週一回授業を行うものとする。ただし、造形学部陶芸コースにあつては、毎週二回授業を行うものとする。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行

第八条第一項ただし書を削る。

2 大学校の授業時間は、一日四時間とする。

3 第一項に定める授業を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たったとき、並びに指定管理者が別に定める夏期休暇及び冬期休暇の期間にあるときは、休業日とする。

4 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、授業日数及び授業時間を増減することができる。

一部改正〔昭和五五年規則九号・平成一七年一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(退学)

第九条 大学校に在学する者は、大学校を退学しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成一五年規則一一号〕、一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(卒業証書等)

第十条 知事は、大学校の健康・生活学部又は造形学部を修了した者に対し卒業証書を、大学校の地域活動専攻科を修了した者に対し修了証書を授与する。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行

第十条中「又は造形学部」を削る。

一部改正〔平成一五年規則一一号・一七年一七二号・二四年七二号・二八年八〇号・三〇年一二号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十一条 条例第十四条第一項の規定により知事が大学校の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第八条第三項又は第四項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて、授業日数」とあるのは「授業日数」とする。

追加〔平成二一年規則六〇号〕、一部改正〔平成二四年規則七二号・三〇年一二号〕

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一五年規則一一号・一七年一七二号・二一年六〇号・二四年七二号・三〇年一二号〕

附 則

この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日規則第九号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十一月六日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日規則第七十一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十一日規則第七十六号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月五日規則第八十六号）

この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十二月二十五日規則第九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日規則第七十一号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月九日規則第九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日規則第八十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日規則第十三号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日規則第九十四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十一月四日規則第七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の千葉県生涯大学校管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第七十九号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月二十四日規則第七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第六条、第八条第一項、第十条及び第十一条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年千葉県条例第五十五号）附則第二項の規定により一般課程、専攻課程又は通信課程が存続している間、当該課程については、なおその効力を有する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第八十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第七条及び第十一条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十八年千葉県条例第六十三号）附則第二項の規定により地域活動

学部が存続している間、当該学部については、なおその効力を有する。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第十二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十七日規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前から引き続き生涯大学の健康・生活学部 に在学している者に係る当該学部の授業科目については、改正後の千葉県生涯大学 校管理規則第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の千葉県生涯大学 校管理規則第六条、第八条第一項及び第十条の規定は、千葉県生涯大学 校設置管理条例の一部を改正する条例（令和五年千葉県条例第九号）附則第三項の規定により造形学部が存続している間、当該学部については、なおその効力を有する。

第3次千葉県生涯大学校マスタープラン

千葉県健康福祉部

高齢者福祉課

令和5年3月

目次

I.	第3次千葉県生涯大学校マスタープランの策定	3
1	策定の趣旨	3
2	性格と位置付け	4
3	運用	4
II.	生涯大学校のあり方	5
1	高齢社会における高齢者の役割	5
(1)	高齢化の進展	5
(2)	個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現	5
(3)	介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築	6
(4)	地域共生社会の実現	6
2	生涯大学校の存在意義と果たすべき役割	7
(1)	地域活動の担い手育成	7
(2)	“生きがい・健康・仲間づくり”を支援	10
(3)	市町村、民間事業者等と連携・役割分担した学習・活動の場の創出	10
III.	学習の目標・学習カリキュラム等	12
1	学習の目標	12
(1)	健康で自分らしい生活を送るための知識やスキルの習得	12
(2)	地域活動につながる知識や技能の習得	12
(3)	仲間とともに活動するノウハウの習得	13
2	学習カリキュラム等について	15
(1)	基礎科目の設置	15
(2)	各コースの設置内容	16
(3)	学部について	19
(4)	定員等について	19
(5)	資格取得の支援	21
IV.	地域における活躍の促進	23
1	市町村・地域活動団体等との連携・協働	23
2	コーディネーターの役割強化	24
3	卒業生組織との連携	25
4	大学等教育研究機関との連携	26
5	地域との交流の促進	27
6	その他運営体制の強化	28
V.	マスタープランの検証・検討	29
	《参考：千葉県生涯大学校 イメージ図》	30

I. 第3次千葉県生涯大学校マスタープランの策定

1 策定の趣旨

千葉県生涯大学校（以下、「生涯大学校」という。）は、昭和50年の開校以来、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの場としての役割を担い、これまでに4万人を超える卒業生を輩出してきました。

その後、高齢化の急速な進展等を受け、平成24年3月に「千葉県生涯大学校マスタープラン（平成24年度～28年度）」を策定し、高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、修業年限や学科等を地域活動につながる学習内容に見直しを行いました。

また、介護保険制度の見直しに伴い、高齢者自身が健康を維持しながら、元気で生き生きと地域で活躍していくことが求められてきたことを受け、平成29年1月にマスタープランを一部改訂（平成29年度～30年度）し、地域での活躍につながる実践的な学習内容の充実や、地域活動学部から健康・生活学部への名称変更などの見直しを行いました。

さらに、平成30年3月には、「第2次千葉県生涯大学校マスタープラン（令和元年度～3年度）」（後に2年間延長）を策定し、健康の保持増進を生涯大学校の目的として位置付けるほか、地域活動につながる十分な知識や技術の習得のため、園芸コースの修業年限の延長や、まちづくり分野でさらに活躍するための学習環境の充実などの見直しを行ったところです。

こうした中、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）が目前に控え、さらに、生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040年）を見据えると、高齢者が、地域において役割と生きがいを持って活躍していくための環境整備がより一層重要となっていくと見込まれます。

千葉県生涯大学校は、昭和50年の開校から間もなく半世紀を迎えます。超高齢社会を迎える中、より多くの高齢者にとって魅力ある学びの場となり、地域社会での活躍につながるものとなることを目指し、今後の生涯大学校のあり方を示すため、「第3次千葉県生涯大学校マスタープラン（令和6年度～10年度）」を策定することとします。

2 性格と位置付け

千葉県生涯大学校マスタープランは、生涯大学校の目指すべき姿、現状と課題、カリキュラム、連携方法など、今後の運営に当たって必要とされる内容となっています。

生涯大学校は、条例により設置が定められた施設ですが、その運営に関しては、規則を除き、マスタープランを最上位の計画とします。

3 運用

第3次千葉県生涯大学校マスタープランの計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。ただし、「Ⅲ. 学習の目標・学習カリキュラム等」については、令和6年度から令和10年度までの入学生を対象とすることを基本とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や、本プランに基づく取組の効果などを踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。

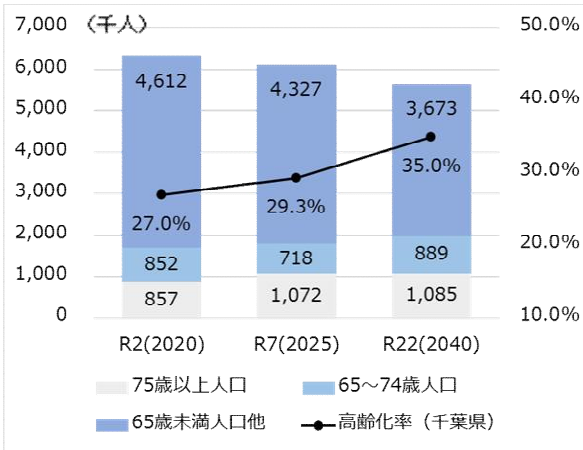
◆マスタープランの推進

	令和5年	6年	7年	8年	9年	10年
計画期間	第2次プラン	第3次マスタープラン				

II. 生涯大学校のあり方

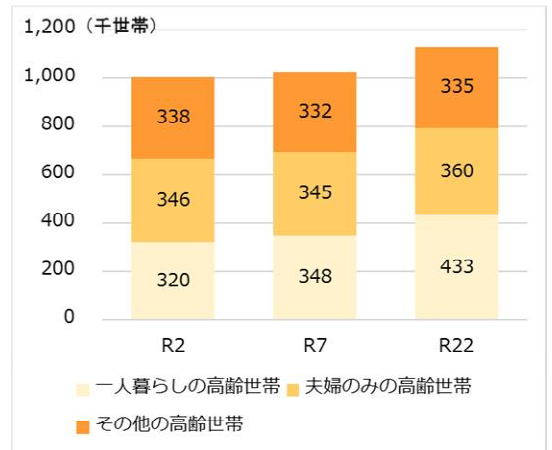
1 高齢社会における高齢者の役割

千葉県人口推移と将来推計



令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となり、高齢者人口がピークとなる一方、現役世代が急激に減少します。

高齢者世帯数の推計



令和7年（2025年）には、4世帯に1世帯が高齢者の一人暮らし又は高齢夫婦のみの世帯になると見込まれています。

（1）高齢化の進展

本県の高齢化は急速に進んでおり、令和7年（2025年）には、県民の3割が65歳以上となり、75歳以上の高齢者が都市部を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となり、高齢者人口がピークとなる一方、現役世代が急激に減少します。

このような中、活力ある地域社会をつくっていくためには、豊かな経験と知識を持つ、高齢者の力を生かすことが必要不可欠です。

（2）個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

高齢者の方が、個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしを続けていくためには、高齢者が自ら健康管理を行い、また、就労や社会貢献活動、趣味やスポーツ等、様々な社会参加を通じて生きがいのある自分らしい生活を実現させていくことが必要です。

(3) 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築

今後の超高齢社会において、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるような地域社会を実現していくためには、地域の中で人と人がつながり支え合うという関係を構築し、高齢者が「支えられる側」としてだけでなく、「支える側」として、地域で役割を持って活躍していくことが必要です。

(4) 地域共生社会の実現

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。高齢者をはじめ、障害者、児童など様々な人が地域の中で役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合い、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会としていくことが求められています。

地域に根差した「ささえあい」を推進するにあたっては、自助・互助・共助・公助のすべてが必要となり、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、「地域力」の強化を図ることが重要です。

2 生涯大学校の存在意義と果たすべき役割

(1) 地域活動の担い手育成

【現状と課題】

①地域において求められる人材

今後の超高齢社会において、より多くの方が会社や組織で長年培った多様な経験と知識を地域活動に生かすことができれば、地域共生社会の実現に向けて大きな力となってくことは間違いありません。

高齢者を一律に「支えられる側」としてとらえるのではなく、元気な高齢者が地域で役割を持ち、支援の必要な高齢者を「支える側」として活躍することがより一層求められています。特に、都市部を中心として、高齢者のみの世帯（独居・夫婦）が増加しており、日常生活における「ささえあい」はとても重要となっています。

また、地域の子どもたちを事故や犯罪から守り、子どもたちが安心して過ごせるよう、地域における子どもの見守りや居場所づくりが大変重要となっています。こうした状況から、高齢者の社会貢献が期待されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、地域活動のあり方も変化しています。生涯大学校は、そうした社会情勢の変化等に対応できる人材育成についても取り組む必要があります。

②意欲のある高齢者の活躍促進

「社会意識に関する世論調査」（令和2年1月・内閣府）によると、60～69歳の高齢者のうち、何か社会のために役に立ちたいと思っている人は、65.6%で、男性65.8%、女性65.4%と男女とも6割を超えています。

社会貢献の内容を男女別にみると、男性では「町内会などの地域活動」が最も多く、続いて「社会福祉に関する活動」が、また、女性では、「社会福祉に関する活動」が最も多く、続いて「自然・環境保護に関する活動」の順となっています。

また、「高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査」（令和3年度・内閣府）によると、社会貢献活動に参加して良かったと思うこととして、「生活に充実感ができた（47.9%）」、「新しい友人を得ることができた（46.5%）」、「健康や体力に自信がついた（33.1%）」など、生きがいづくりや健康の保持・増進に高い効果があったことがうかがえます。

しかしながら、地域で活動するために必要な情報やノウハウを得るための学習環境は必ずしも十分に整っているわけではなく、これらを踏まえ、生涯大

学校には、高齢者の意欲や能力を活かし、地域活動につなげていくことが求められています。

【今後の方向性】

上記の現状と課題を踏まえ、生涯大学校では、施設の目的として、「地域活動の担い手育成」に特に重点を置くこととします。

高齢者の意欲や、様々な知識・経験・ノウハウ・技術などを地域づくりや地域の活性化に生かせるよう、学習の場と機会を提供していきます。

また、これまで地域活動に参加した経験のある高齢者に加え、そうした経験のない高齢者も、自身の豊富な知識と経験に加え、生涯大学校での学びを活かして、卒業後、地域に溶け込んで活動できるよう、支援を行っていきます。

さらに、地元自治会や老人クラブをはじめ、社会福祉協議会等とも連携し、地域の人々と協力しながら、より効果的で幅広い活動に発展させる、地域のリーダー的な人材の養成も視野に入れていきます。

<地域活動で期待される人材の例>

活動概要	想定される人材
高齢者の生活支援	住民主体の通いの場の運営などの介護予防の活動や、独居高齢者の見守り活動など、地域に根ざし、在宅で高齢者に対する支援を行う人材
子ども・子育て支援	地域で子育てを助け合うファミリーサポート事業への登録、子ども食堂の運営や支援、放課後児童クラブの補助・学習支援などの子ども・子育て支援を行う人材
防災、防犯	自主防災組織の運営や災害時の避難所の開設・運営、声掛け運動や防犯パトロール、通学路の見守り活動などを行う人材
景観整備・樹木等の管理	公園や学校、街路や公共施設等の樹木の剪定や花壇の整備、高齢者宅等の庭木剪定など、街の景観整備を行う技術を有し、率先して活躍できる人材
介護・福祉施設でのボランティア等	高齢者施設や障害児・者施設における体操・レクリエーションの補助や陶芸体験教室、介護施設における傾聴ボランティア、介護助手としての活動などを行う人材
地域の歴史、文化の伝承、自然環境の保全	地域の伝統芸能や文化、祭事の継承、文化財の保護、自然保護や里山の保全活動などを行う人材
民生委員・児童委員や自治会等の役員	民生委員・児童委員として、市町村の福祉事務所等と連携して地域福祉を推進し、あるいは自治会・町内会等の役員としてその活動を牽引するリーダー的な人材
地域の活性化等	地域起こしのためのイベントの企画運営、観光ボランティア、地域のふれあいサロンの運営などを通して、共助による地域づくり、活性化のために活躍する人材

(2) “生きがい・健康・仲間づくり”を支援

【現状と課題】

平均寿命が延び、人々の価値観・ニーズが多様化する中で、高齢者になってからの年代を、趣味や社会参加などに生きがいを見出しながら、いかに自分らしい生活を実現させていくかが重要となっています。

また、高齢者がいきいきと自分らしい暮らしを続けていくためには、心身ともに健康を維持することが大切であり、同時に、高齢者が生きがいを持ち、社会参加を続けることで、健康や介護予防につながる効果も期待されます。

また、地域のつながりの希薄化や支え合いの弱まりが指摘される中、仲間とともに楽しみながら学ぶことにより、高齢者の生きがい・健康の増進とともに、地域活動への参加意欲を高めることが期待されます。

【今後の方向性】

引き続き、時代の変化や高齢者の価値観の多様化、社会環境の変化に対応した「生きがい・健康・仲間づくり」の場と機会の提供、そして地域に開かれた集いの場としての役割を果たせるよう、学校運営を行っていきます。

(3) 市町村、民間事業者等と連携・役割分担した学習・活動の場の創出

【現状と課題】

生涯学習については、多くの市町村の公民館活動等において学習の場と機会が設けられており、それらを発展させ、市民大学のような形態で展開している市町村もみられます。しかしながら、その多くは、余暇の充実や健康づくりなどを目的とした講座であり、高齢者向けに系統だった地域活動の担い手育成のためのカリキュラムを実施している市町村は多くありません。

また、経済センサス基礎調査によると、民間事業者が行うカルチャーセンター等や学習支援業の約8割が京葉・東葛地域に集中しており、依然として、民間の学習の場がない地域が多くあることから、県内全域に等しく学習の場があるとは言えない状況です。また、民間事業者で展開しているものの多くは体験講座的な位置付けとなっています。

【今後の方向性】

このような状況を踏まえ、生涯大学校では、「地域活動の担い手の育成」に重点を置き、高度で実践的な学習内容とすることで、市町村や民間事業者等との役割分担を図るとともに、市町村や市町村社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携強化を図り、学習内容が地域活動に生かされるよう、取り組ん

でいきます。

引き続き、県内5地域で学習の場を提供し、それぞれの地域性や地域の状況を踏まえて、すべての学生がその知識や経験、生涯大学校での学びを活かして社会参加できるよう、学習内容の充実を図ります。

III. 学習の目標・学習カリキュラム等

1 学習の目標

(1) 健康で自分らしい生活を送るための知識やスキルの習得

【現状と課題】

高齢者一人ひとりが自分らしく、自立した生活を送るためには、心身の健康を保つことが最も重要であり、生涯大学校の学生を対象としたアンケートでも、半数以上の学生が、健康づくりに関連する項目を興味のある、学びたい内容として挙げています。

また、高齢者世帯が増加する中、社会のデジタル化・ICT化が進展しています。デジタル・ICTの利活用により、生活の利便性は向上していますが、特に75歳以上の高齢者では情報機器の利用率が低くなっており、そのメリットを享受できないおそれがあります。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大は、生活に様々な変化をもたらしました。ビデオ会議等を通じた家族・友人等との交流も普及し、各種手続のオンライン化も進みましたが、高齢者もできる限りこうした動きに対応していく必要があります。

【今後の方向性】

引き続き、「運動や生活習慣」、「食事や栄養」など、健康づくりに役立つ学習内容の充実を図ります。併せて、介護保険などの社会保障制度、認知症に対する正しい知識など、高齢者が将来にわたって自分らしく自立した生活を送るために必要な内容を整備します。

さらに、パソコンやスマートフォンを使った情報収集や交流の促進などを行うため、ICT利活用に係る知識等の習得を支援します。

(2) 地域活動につながる知識や技能の習得

【現状と課題】

生涯大学校への入学時は、地域活動の経験がない学生が約半数を占めていますが、卒業生の多くが地域活動を実践しています。地域活動への参加について、卒業生からは、「生涯大学校で学習していくうちに自然と地域活動したいという意欲が湧き、卒業後に活動を始めた」という声が多数聞かれます。こうした

卒業生の声からも、学生の持つ意欲・能力を地域活動につなげていくための学習環境の充実が求められていると言えます。

地域には、子育て、福祉、防犯・防災、環境、地域活性化など、様々な課題があります。高齢者自身の支援のための体制である地域包括ケアシステムの構築においても、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取組が必要となります。

また、地域活動に興味を持つ学生の多くは、実際の活動の場で経験的な学習をしたいというニーズを持っています。地域活動を実際に行っている方から体験談を聴いたり、地域活動を実際に経験することは、活動を身近に感じ、参加意欲を高めるだけでなく、自分でも地域活動ができるという自信につながります。

【今後の方向性】

このような地域と学生、双方のニーズを踏まえ、全ての学部・コースにおいて、学生の地域活動につながる学習内容となるよう、カリキュラムの見直しを行います。

また、「地域活動の体験」を学習内容に位置付け、実践的な学習を多く取り入れるほか、地域活動を実践している方を講師に招くなど、学生が身近に地域活動を経験し、そのスキルやノウハウを習得できるよう、学習内容の充実を図ります。

(3) 仲間とともに活動するノウハウの習得

【現状と課題】

地域社会において、各種団体や組織に属して地域活動を行った経験のない(少ない)方は、うまく地域に溶け込めないことが少なくありません。

特に、企業など地縁との結びつきが薄い組織の中で人生の大半を過ごしてきた方々が退職後、スムーズに地域に入っていくには、肩書や経歴にとらわれない意識の醸成や、地域に入っていくやすい仕組みをつくること、定年退職後の地域活動を後押しする取組を行うことなどが必要となってきます。

生涯大学校では、入学時から卒業時までグループ単位での活動を推進してきましたが、「交流が深められた」という声がある一方で、グループになじめず退学につながるケースや、「グループ以外の人とももっと交流できたらよかった」という声も聞かれ、学生の関係性や学習状況を把握しつつ、効果的に対応していくことが求められています。

【今後の方向性】

演習や実習の活動単位となるグループ編成については、出身地域を基本としながら、より多くの仲間と交流できるよう、学園関係者の意見も参考としながらグループを定期的に再編成することとします。

また、職歴等にかかわらず、地域活動の楽しさや仲間と活動することの大切さなどの理解促進に努め、卒業後に自然と地域に溶け込めるように配慮するとともに、各学園にコーディネーターを配置し、学生と地域活動団体とのマッチングを強化します。

2 学習カリキュラム等について

- ◆ 地域活動や健康づくりなど全ての学生が学ぶ共通の課程「基礎科目」を設置
- ◆ 学生の意欲や能力、様々な得意分野を活かした形での社会参加につながることを目指し、設置コースを再編
- ◆ 学部を「健康・生活学部」に統一

【現状と課題】

現在の健康・生活学部は、第1次マスタープランにおいて地域活動の担い手育成を目的に設置（当時：地域活動学部）され、その後、高齢者自身の健康維持や、元気な高齢者が生活支援の担い手として社会参加することの必要性などを踏まえて、名称や学習内容の見直しを行ってきました。しかしながら、学習内容が幅広で、具体的にどのような活動につながるのかわかりにくいといった面もあり、定員充足率が低く、その役割を十分果たせていないといった課題がありました。

また、造形学部は、マスタープラン策定以前からの歴史があり、学生の人気は高いものの、趣味的要素が強く、「地域活動・ボランティア活動につながった」とする学生の割合は健康・生活学部と比べて低いことなど、地域活動につながりにくいといった面がありました。

このため、学生にとって魅力があり、かつ、生涯大学校で得た知識や技術を地域活動へ活かせるような学習内容へと見直しを図っていく必要があります。

【今後の方向性】

全ての学部・コースにおいて、卒業後の地域活動や学生の健康づくりなどにつながるものとするため、従来の「縦割り」の学部・コース構成を改め、地域活動や健康づくりなど、全学生が学ぶ共通の課程（基礎科目）を設置します。

また、学生の意欲や能力、様々な得意分野を活かした形での社会参加につながるよう、学習内容を見直し、これまでの「健康・生活学部」を再編し、新たなコースを設置します。

これらの見直しに併せ、学部については「健康・生活学部」に統一します。

（1）基礎科目の設置

地域活動や健康づくりなど、全学生が学ぶ共通の基礎科目を設置します。

基礎科目の単位数は、全体（148単位）の1/3（50単位）程度とします。

具体的な学習内容は、地域活動につながる内容（地域活動・ボランティアや

防災対策など)、健康で自分らしい生活につながる内容(健康づくり、運動、食生活、ICTの基礎など)、千葉県について知るための内容(県の主要施策や郷土史など)を基本に、検討していきます。

【基礎科目の学習内容(例)】

項目(テーマ)	学習内容
地域活動につながる内容	地域活動・ボランティア、防災対策、防犯・交通安全対策、福祉の基礎、レクリエーション活動、地域活性化施策 など
健康で自分らしい生活につながる内容	健康づくり(運動、食生活)、ICTの基礎、住まいと家事 など
千葉県について知るための内容	県の施策(主要施策、高齢者施策等)、県の郷土史、文化 など

(2) 各コースの設置内容

○地域ささえあいコース(新設)

主に、地域福祉分野を学びます。

高齢者の生活支援、子ども・子育て支援をはじめ、地域福祉、防災、防犯などの地域課題を広くとらえ、課題解決の方法を探るとともに、地域でのささえあい活動に資する人材を育成していきます。

「支える」ための知識やスキルを学ぶことで、学生やその家族に「支えられる」必要が生じた場合のノウハウを得ることも期待されます。

○千葉ふるさとづくりコース(新設)

主に、観光・歴史・自然環境保全等の分野を学びます。

歴史・文化の伝承や地域の観光資源の活用、自然環境の保全など、地域の活性化に資する人材を育成していきます。

高齢者が有する知識や経験、技能を生かし、ふるさと千葉の魅力や文化などを次世代へ継承していくことは、高齢者自身の生きがいと、活力ある地域社会づくりの双方につながることを期待されます。

東総学園、外房学園、南房学園の3学園は、地域ささえあいコースと千葉ふるさとづくりコースの両方の学習内容を兼ね備えたコースとします。

○園芸まちづくりコース

園芸の知識や技術と、これを活かしたまちづくり等について学びます。

施設や道路の花壇整備など地域における実習をカリキュラムに取り入れ、街路樹や施設、公園の花壇管理といった街の景観整備や、地域の高齢者宅の庭木の剪定など、園芸の技術を活かしたまちづくり・地域づくりを行う人材を育成していきます。

○陶芸ボランティアコース（名称変更）

陶芸の知識や技術と、これを活かしたボランティア活動等について学びます。

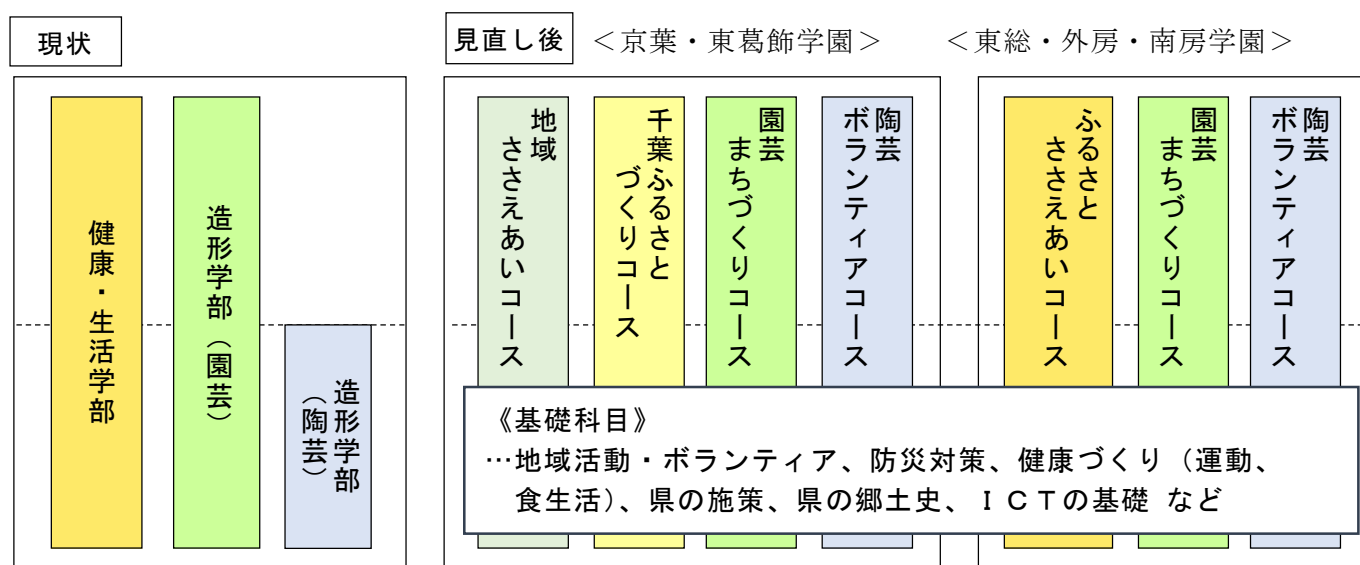
福祉施設の入所者・利用者や地域の子どもたちを対象にした陶芸体験教室や作品のチャリティ販売、ユニバーサルデザインを取り入れた作品の制作など、陶芸の技術を活かしながら地域活動・ボランティア活動を行う人材を育成していきます。

なお、現在の陶芸コースは週2日・1年制ですが、新プランでは他のコースと同じ週1日・2年制とします。卒業までの単位数はこれまでどおりです。

○地域活動専攻科

京葉学園及び東葛飾学園に設置している「地域活動専攻科」では、ボランティア活動や地域イベント、講演会等を企画・実践すること、また、地域活動団体の立ち上げやそのリーダーとして様々な活動を牽引するために必要な知識・ノウハウを学習します。

なお、これまで、地域活動専攻科は、造形学部の卒業生は入学の対象外でしたが、今後は、各コースとも地域活動につながる学習カリキュラムとするため、すべてのコースの卒業生が入学できるものとします。



注) 学部については「健康・生活学部」に統一

【各コースの学習内容及び卒業後に期待される地域活動（例）】

コース名	主な学習内容	卒業後の活動例
地域ささえあい コース	地域福祉分野 （高齢者の生活支援、子ども・子育て支援、防災・防犯活動など）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場や、地域で高齢者が集まる場の運営、支援 ・高齢者や障害者の福祉施設でのボランティアや介護助手 ・一人暮らし高齢者の見守りや生活支援 ・放課後児童クラブ、こども食堂の運営や支援、登下校の見守り等
千葉ふるさとづくり コース	観光・歴史・自然環境保全等の分野 （歴史・文化・文化財の伝承、地域の観光資源の活用、自然環境の保全、地域活性化策など）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の伝承（伝統行事への参加） ・観光ボランティア、文化財保護のボランティア、 ・自然環境保全や里山保全活動などボランティア等
園芸まちづくり コース	園芸に関する知識・技術と、これを活かしたまちづくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や道路の環境美化活動 ・公共施設等の花壇整備、庭木の剪定 ・農業（農福連携）ボランティア
陶芸ボランティア コース	陶芸に関する知識・技術と、これを活かしたボランティア活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な施設への陶芸出張ボランティア ・異世代地域交流（親子陶芸教室など） ・ユニバーサルデザインの食器制作

※「ふるさとささえあいコース」は、「地域ささえあいコース」と「千葉ふるさとづくりコース」の両方の内容を兼ね備えたコースとなります。

(3) 学部について

これまで「健康・生活学部」と「造形学部」(園芸まちづくりコース、陶芸コース)の2学部に分かれていましたが、全学共通の目的として「地域活動の担い手育成」に重点を置くこととし、学習目標として「健康で自分らしい生活を送るための知識やスキル」を位置付けたことから、「健康・生活学部」に統一します。

(4) 定員等について

○入学時の定員(5学園合計及び各学園ごとの入学定員)は現行どおりとします。

○各学科・コースの定員については、別表のとおりとします。なお、陶芸ボランティアコースは、1学年あたりの定員はこれまでどおり180人ですが、2年制化に伴い、総定員は360人となります。

○同一学部同一コースへの再入学は原則として行わないこととします。ただし、健康・生活学部において、学習内容の見直しが行われた場合など地域活動に寄与すると認められる場合は、再入学を許可します。

○入学可能年齢については、これまで「原則として60歳以上」、県が必要と認めた場合は一定の条件のもと、55歳からの入学も可能としていましたが、地域活動に興味のある層への入学を後押しするため、特に条件等を付さずに55歳から入学可能とします。

(別表)

《各コース・専攻科の定員一覧表》

学部・学科・コース名		入学定員	総定員	修業年限
健康・生活学部	地域ささえあいコース	340人	680人	2年 (週1日)
	千葉ふるさとづくりコース	170人	340人	
	ふるさとささえあいコース	220人	440人	
	園芸まちづくりコース	350人	700人	
	陶芸ボランティアコース	180人	360人	
地域活動専攻科		100人	100人	1年 (週1日)
計		1,360人	2,620人	

《学園ごとの定員一覧表》

学園名	学部・学科・コース		定員 (1学年)
京葉	健康・生活学部	地域ささえあいコース	140人
		千葉ふるさとづくりコース	70人
		園芸まちづくりコース	90人
		陶芸ボランティアコース	50人
	地域活動専攻科		50人
東葛飾	健康・生活学部	地域ささえあいコース	100人
		千葉ふるさとづくりコース	100人
		陶芸ボランティアコース	55人
	地域活動専攻科		50人
東葛飾 (浅間台)	健康・生活学部	地域ささえあいコース	100人
		園芸まちづくりコース	140人
東総	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	70人
		園芸まちづくりコース	35人
		陶芸ボランティアコース	25人
外房	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	100人
		園芸まちづくりコース	50人
		陶芸ボランティアコース	25人
南房	健康・生活学部	ふるさとささえあいコース	50人
		園芸まちづくりコース	35人
		陶芸ボランティアコース	25人

(5) 資格取得の支援

- ◆ 学生を資格取得に導く基礎的学習を実施
- ◆ 各種資格や検定等についての情報を収集・提供

【現状と課題】

日本赤十字社の救急法講習等の講座は、「地域活動をしていく上で自信につながった」等の意見が数多く寄せられています。

上記の救急法基礎講習だけでなく、生涯大学校の講座の中には、継続して学習を進めたり、連携する県内大学の公開講座を受講することで、公的な資格取得につながる可能性のあるものもあります。

地域で活動を行う上で強みとなったり、学習の目標となるような検定や講座なども存在します。

【今後の方向性】

これらを踏まえ、引き続き、学生を資格取得へ導くため、資格に関する概要や導入部分をカリキュラムに取り入れた基礎的な学習を実施したり、大学等の公開講座や市町村で実施する研修の情報を提供するなど、資格取得に対する意欲が高まるよう工夫・配慮します。

また、各種資格について、生涯大学校で情報を収集し、必要とする学生に提供していきます。これにより生涯大学校での学習を通じて、さらに幅広い学習意欲や地域活動意欲の醸成にもつなげていきます。

【具体的な資格・講座等（例）】

資格・講座名	実施団体	概要
認知症サポーター	地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバンメイト連絡協議会	認知症に関する知識を身に付け、地域の認知症高齢者をサポートします。
介護に関する入門的研修	県、市町村、民間団体	介護未経験者が介護に関する基本的な知識や基本的な技術を学びます。
AED講習（赤十字救急法基礎講習修了者）	日本赤十字社 千葉県支部	手当の基本、人工呼吸・胸骨圧迫の方法、AED（自動体外式除細動器）の使用法、気道異物除去の方法などを学びます。
赤十字健康生活支援講習支援員		高齢者の介護の方法のほか、生活習慣病の予防、高齢期を迎える前からの健康管理の方法、地域での高齢者支援などを学びます。
赤十字幼児安全法支援員		子どもの成長と発達、起こりやすい事故の予防と手当、病気の看病のしかたについて学びます。

IV. 地域における活躍の促進

1 市町村・地域活動団体等との連携・協働

- ◆ 市町村や社会福祉協議会、地元自治会等との連携・協働
- ◆ 地域ニーズの把握と情報共有による、卒業生の活躍の場の開拓
- ◆ 地域活動団体との交流やボランティア体験の充実
- ◆ 生涯大学校や卒業生組織の活動を積極的に情報発信

【現状と課題】

生涯大学校での学びを地域活動で生かすためには、地域における「活動の場や機会の提供、創造」が求められます。そのためには、地域のニーズや、地域でどのような人材が求められているかを把握することが不可欠です。

また、卒業生の中には、地元市町村で精力的に地域活動に参加している方が数多くいるにもかかわらず、生涯大学校と市町村の間で情報交換が密に行われていないため、卒業生の活動が十分知られていない状況が見られます。

【今後の方向性】

卒業後に地域活動へ円滑につながられるよう、様々な地域活動団体との連携を強化し、在学中からボランティア体験の充実を図ります。

また、学生が自分に合った地域活動を見つけられるよう、地域のニーズや地域で求められる人材に係る情報を積極的に収集し、各学園や学生とのマッチングに努めます。

こうした取組を効果的に進めるため、市町村、社会福祉協議会（ボランティアセンター）、地元自治会など地域活動団体との連携強化を図るとともに、生涯大学校やその卒業生・卒業生団体の活動について、積極的に情報発信を行います。

【連携の具体的な形（例）】

- ① 県と生涯大学の各学園及び各学園の通学範囲の市町村等が広く連携し、情報共有が図れるよう、運営協議会や定期的な会合を開催
- ② 卒業生の組織を市町村ごとにグループ化し、市町村への情報提供などを通じて、各グループがそれぞれの地域で積極的に活動できるよう後押し
- ③ 市町村ごとの課題や地域特性を勘案したカリキュラムを学園ごとに作成・展開
- ④ 生涯大学校と連携・協働を希望する地域活動団体を募集し、学生との交流会や在学生のボランティア実地体験の場を設定
- ⑤ 市町村等から、ボランティア活動などを必要とする施設や団体のニーズを集めて提供するなど、互いに情報交換することで連携を強化
- ⑥ 将来的には、各グループが主体的に自治体や公民館、社会福祉協議会などを訪問し、地域の実態やボランティア活動のニーズなどについて聞き取り調査を行うなどして積極的に地域活動へ参画していくことも展望

2 コーディネーターの役割強化

- ◆コーディネーターによる、地域課題の情報収集、提供
- ◆コーディネーターと関係団体との意見交換会の実施

【現状と課題】

各学園には、生涯大学の卒業生と地域活動をつなぐ上で重要な役割を担う、地域活動コーディネーターを配置しています。

卒業生と地域活動団体が連携・協力するためには、卒業生同士の交流や情報交換などに加え、地域の課題や地域活動についての情報収集力やマッチング能力を向上させる必要があります。

【今後の方向性】

コーディネーターは、市町村や社会福祉協議会（ボランティアセンター）、自治会や地域で活動するNPOなどの地域活動団体と連携・協働して地域の課題をきめ細かく把握するとともに、学生の実習先や卒業生の地域活動先の更なる開拓、地域活動に有効な資格・研修会の情報収集・提供を行い、卒業生の円滑な地域活動への移行を支援します。

また、コーディネーターへの研修や情報交換の場を通じて、地域活動との

マッチングの好事例を横展開するなど、コーディネーター相互の連携・協力体制を強化します。

3 卒業生組織との連携

【現状と課題】

生涯大学の卒業生組織としては、全学園を対象とした「千葉県生涯大学校卒業生学習会」（令和4年度会員数817名）をはじめ、令和4年4月現在で43団体の卒業生団体があります。

これらの団体は、卒業生同士の親睦にとどまらず、地域の清掃、花壇の手入れ、樹木の剪定などの施設管理の支援や自治体が主催する行事の応援、小学生の登下校時の保護・誘導、高齢者の見守りなど、さまざまな形で地域活動を行っています。地域によっては、福祉会ができており、その連絡協議会を組織することで、地域活動に広がりが出来ています。

【今後の方向性】

卒業生組織と連携し、活動先の情報収集や情報提供を行っていきます。

また、新たな卒業生組織の立ち上げについても、コーディネーターを通して支援していきます。

4 大学等教育研究機関との連携

- ◆ 県内にある大学等の教育研究機関との連携強化
- ◆ 大学の公開講座の活用や講師派遣の依頼等による、講座やカリキュラムの質の向上

【現状と課題】

高齢者を取り巻く環境の変化により、高齢者自身の意識や行動が多様化し、生涯大学校へ求めるニーズも多種多様となっています。

自治体運営の高齢者等を対象とした生涯学習事業においては、地元の大学や放送大学との連携講座を設けているケースが多くみられます。連携の形も、地元で立地する大学から講師を招くことや、大学の公開講座への参加を生涯学習講座の単位（出席数）に含めている事例、大学の学生と生涯学習講座の学生が同じ研究テーマと一緒に活動を実践する事例など多様になっています。

【今後の方向性】

学生のニーズに応じた質の高いカリキュラムを提供するため、県内の大学等と連携し、講師の派遣や、大学生等との世代間交流の実施、公開講座への参加など多様な連携方策を取り入れます。

また、県内には、様々な分野の教育研究機関があることから、専門性と地域性を兼ね備えた多彩な研究分野から講師を招くなど、連携を深めていきます。

さらに、少子化の影響で、高齢者向けの講座を開設している大学等も増加傾向にあることから、互いにメリットのある形での連携を進めます。

5 地域との交流の促進

- ◆地域の大学生等と行う協働ボランティアの実施を通じた世代間交流の実現
- ◆生涯大学校を地域交流拠点として、学生の学びを地域に還元

【現状と課題】

生涯大学校と地域との交流については、オープンキャンパスの実施や地域イベント等への参画、地域の施設等での活動を通して、少しずつ広がりが出てきました。

しかしながら、地域の方が気軽に生涯大学校に足を運んだり、日常的に学生と交流したりという点では、まだ充分とはいえず、生涯大学校の知名度も必ずしも高くはないことから、地域とのさらなる交流を促進することが必要です。

【今後の方向性】

地域の社会福祉施設等におけるレクリエーション、清掃、陶芸教室などのボランティア活動、公園や公共施設等における花壇整備などの活動を継続して実施していくとともに、オープンキャンパスや体験教室の開催を通じて地域との交流を深め、地域に根差した学校となるよう努めていきます。

また、地元自治会や老人クラブをはじめ、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等とも連携し、市民まつりやマラソン大会をはじめとした地域イベント等に学生がボランティアとして参加することを応援していくとともに、親子陶芸教室の開催や若い学生とともに行う海岸清掃などの取り組みを通じて、世代間交流を進めていきます。

さらに、学生が育てた花や野菜、陶芸作品等の即売会、親子で気軽に参加できる地域の伝統技能や伝統料理の教室など、生涯大学校が地域交流拠点として、学生が学んだ内容を地域に還元できる場となるよう、取り組んでいきます。

6 その他運営体制の強化

- ◆ 指定管理者制度の有効活用と施設の効率的活用
- ◆ 入学希望者への体験授業の実施
- ◆ 学生等の地域活動情報の発信や情報収集の強化

【現状と課題】

指定管理者には、施設の適正管理だけではなく、地域活動の担い手育成を目的とした魅力的な講座を企画・展開していくことや、学生募集にあたっての広報の充実、卒業生等の地域活動情報の発信など、生涯大学校の存在意義を周知し、運営を安定させるため、入学者の確保対策が求められます。

そのため、このようなソフト面においてノウハウを持った事業者による運営が期待されます。

また、定員充足率を向上させるため、学生から定期的に意見を聴き、有効な意見はすぐに運営に反映する仕組みづくりも大切です。

さらに、県の公の施設という観点から、より広く県民に利用していただく工夫が必要となっています。

【今後の方向性】

施設運営に民間事業者のノウハウを活用し、サービスの質の向上と効果的・効率的な運営を図るため、引き続き、指定管理者による運営を行うとともに、事業者の選定は公募を基本として実施します。

県・指定管理者、生涯大学校の事務局や各学園との意見交換を密にし、学生のニーズを踏まえながら、より効果的・効率的な運営ができるよう努めます。

授業等の施設の空き時間には、地域開放や指定管理者による自主講座などにより、施設の有効活用に努めます。

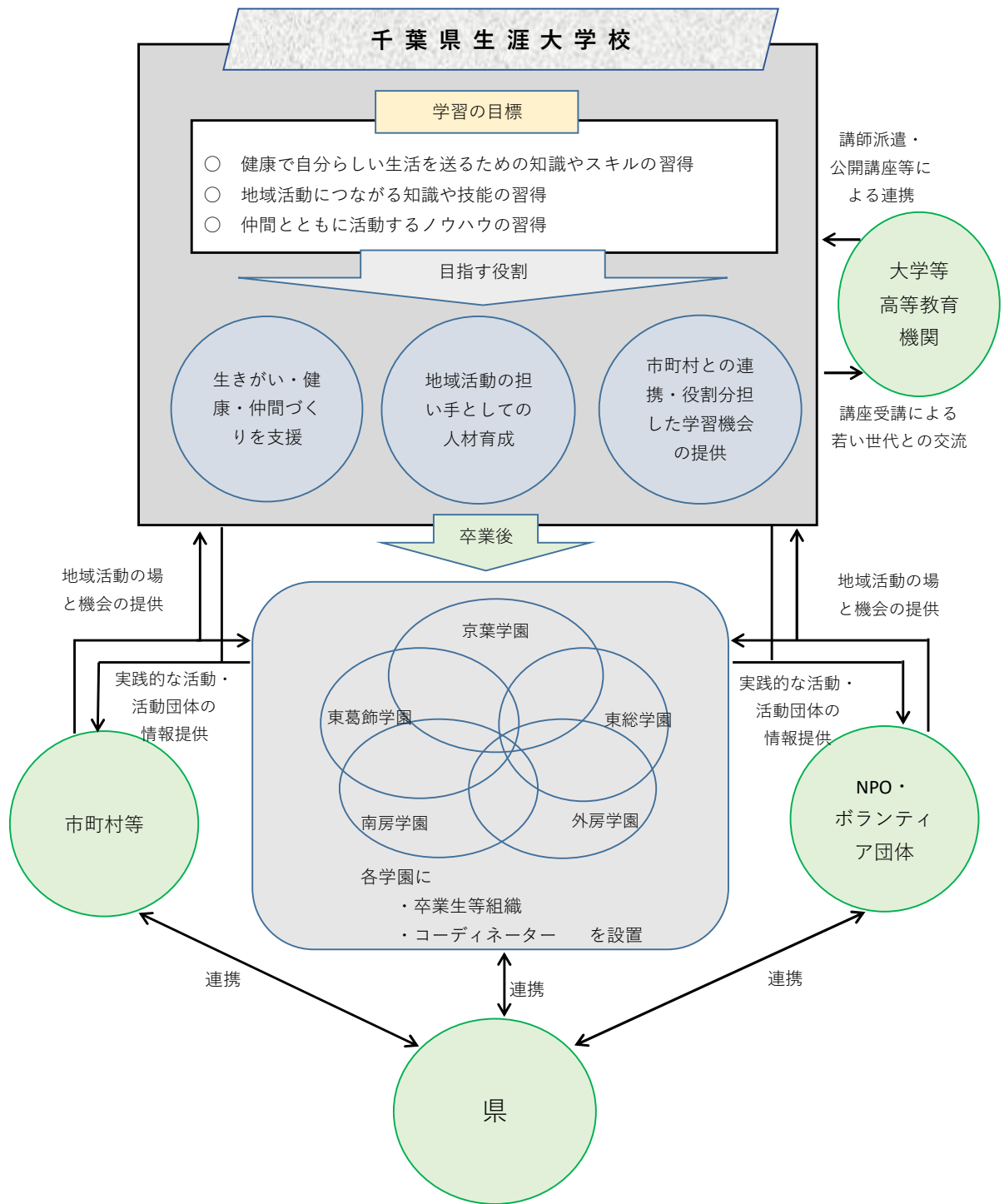
さらに、学校説明会や体験授業を実施するとともに、学校の様子や卒業生の地域活動情報をホームページやSNSを活用して発信するなど、広報の充実に力を入れていきます。

V. マスタープランの検証・検討

今回の見直し後においても、マスタープランに沿った運営が着実に行われているかどうかについて、進捗状況を確認して、その効果を検証し、効果的・効率的な運営を図ることが重要です。

このため、積極的な地域活動の促進、卒業生の地域活動状況、民間の生涯学習事業の展開状況、市町村の人材育成状況など、県が果たすべき役割という視点から、引き続き検証・検討を行っていきます。

《参考：千葉県生涯大学校 イメージ図》



大学校の運営状況

1 授業料及び諸経費

(1) 授業料（令和5年度）

ア 健康・生活学部	年額	16,400円
イ 造形学部園芸コース	年額	33,300円
ウ 造形学部陶芸コース	年額	59,200円
エ 地域活動専攻科	年額	16,400円

※学年の中途において退学する者の授業料は、月割り計算とする。この場合、退学した分の月は、授業料に参入する。

(2) 諸経費

実習に要する材料費、校外学習に要する交通費・宿泊費等は学生が負担する。

2 所掌事務

(1) 事務局

- ア 大学校の事務に関すること
- イ 大学校の人事及び予算及び執行の事務に関すること
- ウ 大学校の広報に関すること
- エ 各学園との連絡調整に関すること
- オ 学生の募集及び入学者選考並びに卒業の認定等に関すること
- カ 学習計画の作成、登校日及び授業時間の決定並びに講師の委嘱等に関すること

(2) 学園

- ア 学園の管理及び庶務に関すること
- イ 学生に係る記録に関すること
- ウ 学生の指導及び学生自治会との連絡調整に関すること
- エ 学習計画に基づく所定の科目の教授に関すること

3 主な行事等

入学式及び卒業式

4 令和5年度 学習計画

資料4

令和5年度 学園別授業等日程表

学園	令和5年度		月	火	水	木	金	土	日
	学部	コース							
京葉学園	健康・生活学部	健康福祉A			1年/2年				
		健康福祉B						1年/2年	
		社会生活					1年/2年		
	造形学部	園芸まちづくりコースA			1年/2年				
		園芸まちづくりコースB					1年/2年		
		陶芸コースA		1年	1年				
		陶芸コースB				1年	1年		
地域活動専攻科				1年					
東葛飾学園 (本校舎)	健康・生活学部	健康福祉				1年/2年			
		社会生活		1年/2年					
		陶芸コースA	1年	1年					
		陶芸コースB			1年	1年			
	地域活動専攻科						1年		
東葛飾 (浅間台)	健康・生活学部					1年/2年			
	造形学部	園芸まちづくりコースA				1年/2年			
		園芸まちづくりコースB		1年/2年					
		園芸まちづくりコースC					1年/2年		
東総学園	健康・生活学部				1年/2年				
	造形学部	園芸まちづくりコース			1年/2年				
		陶芸コース			1年		1年		
外房学園	健康・生活学部					1年/2年			
	造形学部	園芸まちづくりコース		1年/2年					
		陶芸コース		1年		1年			
南房学園	健康・生活学部			1年/2年					
	造形学部	園芸まちづくりコース		1年/2年					
		陶芸コース		1年			1年		

総定員 2620名

※東葛飾学園浅間台校舎については、松戸市総合福祉会館を本校舎として扱う。

※健康・生活学部及び地域活動専攻科については、原則として本校舎で授業を行う。

※造形学部園芸コース・陶芸コースのうち、教養科目については各学園本校舎（浅間台園芸コースについては、浅間台校舎または江戸川台校舎）で行う。

5 職員の構成75名（コーディネーター含81名）

令和5年4月1日

（単位：人）

区分		事務総長	事務局長	学園長 ・部長	副学園長 ・次長	教授	主査	准教授	講師	主事	事務員 技術員 助手	地域活動コー ディネーター	合計
事務局	事務	1		2	1					3			7
	園芸												0
	陶芸												0
	計	1	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	7
京葉学園	事務			1			2			1	3	1	8
	園芸					5					4		9
	陶芸					4		1			2		7
	計	0	0	1	0	9	2	1	0	1	9	1	24
東葛飾学園	事務			1			1			2	2	1	7
	園芸					2					3		5
	計	0	0	1	0	2	1	0	0	2	5	1	12
東葛飾学園 浅間台教室	事務			1						1	1	1	4
	園芸					4				1	3		8
	計	0	0	1	0	4	0	0	0	2	4	1	12
東総学園	事務			1						1	1	1	4
	園芸					1					2		3
	陶芸							1	1				2
	計	0	0	1	0	1	0	1	1	1	3	1	9
外房学園	事務			1						1	1	1	4
	園芸					1					2		3
	陶芸					1							1
	計	0	0	1	0	2	0	0	0	1	3	1	8
南房学園	事務			1						1	1	1	4
	園芸					1					2		3
	陶芸					1			1				2
	計	0	0	1	0	2	0	0	1	1	3	1	9
合計	事務	1	0	8	1	0	3	0	0	10	9	6	38
	園芸	0	0	0	0	12	0	0	0	1	13	0	26
	陶芸	0	0	0	0	8	0	2	2	0	5	0	17
	計	1	0	8	1	20	3	2	2	11	27	6	81

現組織等について【千葉県生涯大学校管理規程】

- (1) 大学校に総長、副総長、事務総長、事務局長、庶務部長、教務学生部長、学園長、副学園長、教授、准教授、講師、技術員、主査、主事及び事務補助員を置く。
- (2) 総長は、千葉県知事の職にある者をもってあて、その職務は大学校を統轄する。
- (3) 副総長は、千葉県健康福祉部長の職にある者をもってあて、その職務は総長を補佐する。
- (4) 事務総長は、大学校の事務を統轄する。
- (5) 庶務部長は、上司の命を受け、事務局及び学園の庶務を掌理する。
- (6) 教務学生部長は、上司の命を受け、学習計画の作成、講師の委嘱等教務に関する事務及び学生の募集、指導、卒業認定等学生に関する事務を掌理する。
- (7) 事務局教授は、学園において所定の課目を教授する他、上司の命を受け、事務局及び学園の事務並びに他の学園の学習内容の指導を行う。
- (8) 学園長は、上司の命を受け、学園の教務及び事務を掌理する。
- (9) 副学園長は、上司の命を受け、学長を補佐し、学園の事務を掌理する。
- (10) 教授及び准教授は、学園において所定の課目を教授する他、上司の命を受け、学園の事務及び学習内容の指導を行う。
- (11) 講師は、学園において所定の課目を教授する。
- (12) 主査及び主事は、上司の命を受け、業務を処理する。
- (13) 技術員及び事務補助員は、上司の命を受け、業務を補助する。

施設の保守、管理の状況（令和4年度）

設備内容	学園名(教室等)	仕様等
浄化槽	東総学園(園芸科教室)	年6回
	東総学園(陶芸科教室)	年6回
	東総学園(本校舎)	年1回
	外房学園(陶芸科教室)	点検年6回、清掃年1回
	外房学園(園芸科教室)	年4回
	南房学園(本校舎)	点検年6回、清掃年1回
	南房学園(陶芸科教室)	年4回
貯水槽	東総学園(園芸科教室)	年1回
	外房学園(陶芸科教室)	年1回
	外房学園(園芸科教室)	年1回
空調設備	京葉学園	年2回
	東葛飾学園(江戸川台校舎)	年3回
	東総学園(本校舎/陶芸科教室)	年1回
	外房学園(本校舎/陶芸科教室)	年2回
	南房学園(本校舎)	年2回
電気工作物	京葉学園	年6回
	東葛飾学園	1年2回
	東総学園(本校舎/陶芸科教室)	年6回
	外房学園(本校舎/陶芸科教室)	年6回
	南房学園(本校舎)	年6回
EV	京葉学園	年6回
	東総学園(本校舎)	1年2回
消防用設備	京葉学園	年2回
	東葛飾学園(江戸川台校舎/浅間園芸教室)	年2回
	東総学園(本校舎/園芸教室/陶芸教室)	年2回
	外房学園(本校舎/園芸教室/陶芸教室)	年2回
	南房学園(本校舎/園芸教室/陶芸教室)	年2回
機械警備業務	京葉学園	随時
	東葛飾学園(江戸川台校舎)	随時
	東葛飾学園(浅間園芸教室)	随時
	東総学園(本校舎)	随時
	東総学園(陶芸科教室)	随時
	東総学園(園芸科教室)	随時
	外房学園(陶芸科教室)	随時
	外房学園(園芸科教室)	随時
	南房学園(陶芸科教室)	随時
	南房学園(本校舎/園芸科教室)	随時
清掃業務	京葉学園床面定期清掃	年2回
	京葉学園窓ガラス清掃	年1回
	京葉学園日常清掃	週6日
	東葛飾学園床面定期清掃	年2回
	東葛飾学園日常清掃	週3~4日
	東葛飾学園ガラス清掃	年1回
	東葛飾学園浅間台教室床面定期清掃	年2回
	東葛飾学園浅間台教室日常清掃	週1日
	東葛飾学園浅間台教室ガラス清掃	年1回
	東総学園日常清掃(東総学園)	週2日
	東総学園床面定期清掃(東総学園)	年2回
	東総学園窓ガラス清掃(東総学園)	年1回
	東総学園日常清掃(園芸科教室)	月3日
	東総学園床面定期清掃(園芸科教室)	年1回
	東総学園窓ガラス清掃(園芸科教室)	年1回
	外房学園床面定期清掃	年2回
	外房学園日常清掃	週3日

施設の保守、管理の状況（令和4年度）

設備内容	学園名(教室等)	仕様等
清掃業務	外房学園サッシ清掃	年1回
	外房学園日常清掃(園芸科教室)	月2日
	外房学園窓ガラス清掃(園芸科教室)	年1回
	南房学園床面定期清掃	年1回
	南房学園日常清掃	月7日
	南房学園窓ガラス清掃	年1回
	南房学園床面定期清掃(園芸科教室)	年2回
	南房学園日常清掃(園芸科教室)	週1日
	南房学園窓ガラス清掃(園芸科教室)	年1回
	南房学園床面定期清掃(園芸科教室)	年2回
	南房学園日常清掃(陶芸科教室)	月1日
	南房学園窓ガラス清掃(陶芸科教室)	年1回

学習計画の概要

1 健康・生活学部（2年制）

①目 標

健康づくりやボランティア活動。地域生活に役立つ知識・技能について学び、自らの健康や地域での助け合いに活かす

②学習課題の設定

- ア 地域活動に役立つ知識と技能の習得
- イ 地域活動を演習・実習を通して実践的に学ぶ体験学習
- ウ 仲間とともに活動するノウハウの習得

③学習内容

	1学年	単位	2学年	単位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	7	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6
教養科目	地域活動をするための、必要な知識を身につける	14	地域活動をするための、必要な知識を身につける	6
健康づくり・スポーツ科目	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	10	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	12
資格取得科目	生活に役立つ資格を取得する。	9	生活に役立つ資格を取得する。	8
福祉科目 (介護) (子ども)	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、福祉マップの作成や介護分野、子ども分野について講義・演習を通じて基礎的な知識（対象者の理解、関わり方の理解等）を修得する。	11	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、基礎的な知識（介護、子ども）を学び、また手話や視覚障害者との関わりについても学び、施設等の見学・体験を行い福祉分野の理解を深める。	20
社会生活科目 (災害共助) (まちづくり)	さまざまな地域活動の基礎知識（活動例や災害時の知識）を習得する。また地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。	8	地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。施設等の見学・体験を通じて、自分の特性を見つけ今後の地域での活動につなげる。	10
地域特性	住んでいる地域の歴史・文化・伝統工芸に触れ、地域の理解を深める。	10	住んでいる地域の歴史・文化・伝統工芸に触れ、地域の理解を深める。	9
その他	各学園で特色ある講座を展開する。	5	各学園で特色ある講座を展開する。	3
	計	74		74

学習計画の概要

2 健康・生活学部（健康福祉）（2年制）

①目 標

健康づくりやボランティア活動。地域生活に役立つ知識・技能について学び、自らの健康や地域での助け合いに活かす

②学習課題の設定

- ア 地域活動に役立つ知識と技能の習得
- イ 地域活動を演習・実習を通して実践的に学ぶ体験学習
- エ 仲間とともに活動するノウハウの習得

③学習内容

	1学年	単位	2学年	単位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	7	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6
教養科目	地域活動をするための、必要な知識を身につける	14	地域活動をするための、必要な知識を身につける	6
健康づくり・スポーツ科目	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	11	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	19
資格取得科目	生活に役立つ資格を取得する。	9	生活に役立つ資格を取得する。	8
福祉科目 (介護) (子ども)	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、福祉マップの作成や介護分野、子ども分野について講義・演習を通じて基礎的な知識（対象者の理解、関わり方の理解等）を修得する。	13	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、基礎的な知識（介護、子ども）を学び、また手話や視覚障害者との関わりについても学び、施設等の見学・体験を行い福祉分野の理解を深める。	30
社会生活科目 (災害共助) (まちづくり)	さまざまな地域活動の基礎知識（活動例や災害時の知識）を習得する。また地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。	6		
地域特性	住んでいる地域の歴史・文化・伝統工芸に触れ、地域の理解を深める。	10		
その他	各学園で特色ある講座を展開する。	4	各学園で特色ある講座を展開する。	5
	計	74		74

学習計画の概要

3 健康・生活学部（社会生活）（2年制）

①目 標

健康づくりやボランティア活動、地域生活に役立つ知識・技能について学び、自らの健康や地域での助け合いに活かす

②学習課題の設定

- ア 地域活動に役立つ知識と技能の習得
- イ 地域活動を演習・実習を通して実践的に学ぶ体験学習
- ウ 仲間とともに活動するノウハウの習得

③学習内容

	1学年	単位	2学年	単位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	7	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6
教養科目	地域活動をするための、必要な知識を身につける	14	地域活動をするための、必要な知識を身につける	6
健康づくり・スポーツ科目	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	10	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。併せて健康に役立つ料理実習も行い健康について考える。	10
資格取得科目	生活に役立つ資格を取得する。	9	生活に役立つ資格を取得する。	10
福祉科目 (介護) (子ども)	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、福祉マップの作成や介護分野、子ども分野について講義・演習を通じて基礎的な知識（対象者の理解、関わり方の理解等）を修得する。	10	地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、基礎的な知識を学び、また視覚障害者との関わりについても学び、福祉分野の理解を深める。	4
社会生活科目 (災害共助) (まちづくり)	さまざまな地域活動の基礎知識（活動例や災害時の知識）を習得する。また地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。	10	地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。施設等の見学・体験を通じて、自分の特性を見つけ今後の地域での活動につなげる。	33
地域特性	住んでいる地域の歴史・文化・伝統工芸に触れ、地域の理解を深める。	10		
その他	各学園で特色ある講座を展開する。	4	各学園で特色ある講座を展開する。	5
	計	74		74

学習計画の概要

4 地域活動専攻科

①目標

ボランティア活動や地域イベント、講演会等を企画・立案することができ、またリーダーとして、様々な活動を牽引するために必要な知識やノウハウを習得する。

②学習課題の設定

ア 地域活動リーダーとして、必要な知識を習得する。

イ 地域活動リーダーとして、より高度な運営技能等を習得する。

③学習内容

	主な学習内容及び目標	単 位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基盤づくりとする。	9
教養科目	地域活動のリーダーとして、必要な教養を身につける。	5
健康づくり科目	自身の心と体の健康を維持する方法について学ぶ。	5
地域活動科目	リーダーとして地域活動の運営技術について習得する。	25
資格取得科目	リーダーとして地域の住民のための健康を維持や生活の活性化をさせる支援力を身につける。	8
実践科目	リーダーとして企画・立案することにより、具体的な地域課題を解決するために必要とされる能力を身につける。	32
	計	74

学習計画の概要

5 造形学部 園芸まちづくりコース (2年制)

①目標

自らの能力を生かし、創造的に生きるため、園芸に係る学習機会を提供すると共に、地域活動に参加できる人材を育成する。

②課題学習の設定

- ア 地域活動に役立つ知識と技能の習得
 イ 園芸に関する知識や技能の習得
 ウ 習得した知識や技能を活用した、地域貢献活動への参加
 エ 仲間とともに活動するノウハウの習得

③学習内容

	1学年	単位	2学年	単位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6
教養科目	地域活動をするための、必要な知識を身につける。	3	地域活動をするための、必要な知識を身につける。	3
健康づくり・スポーツ科目	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。	3	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。	3
資格取得科目	生活に役立つ資格を取得する。	3	生活に役立つ資格を取得する。	4
社会生活科目	さまざまな地域活動の基礎知識(活動例や災害時の知識)を習得する。また地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。	1	さまざまな地域活動の基礎知識(活動例や災害時の知識)を習得する。また地域活動の担い手として、必要な知識・技能を身につける。	0
まちづくり体験	環境に基軸をおいたまちづくりに果たす園芸の役割を学ぶ。それとともに園芸技術をまちづくりに役立てる知識を習得する。	8	快適なまちづくりのための園芸を積極的に取り入れている事例を調査・研究する。それに基づき提言するとともに地域において花木、庭園の管理技術を実践し居住と環境の調和・保全を図る。	16
園芸基礎	園芸一般に関する基礎的(植物の種類、種子、土、肥料、病虫害など)な知識を学ぶ。	10	1学年で学んだ基礎知識を深め野菜、花、果樹、庭木などへ応用できる技術力を高める。	8
楽しく安全な食づくり	野菜と果物について安全・安心できる食べ物を楽しく生産する技術を習得する。	16	野菜、果物など食に関する知識を一層深めながら、生産技術を学ぶとともに収穫物の加工、保存技術を学ぶ。	16
緑豊かな生活環境	さわやかな緑や色彩豊かな生活環境を身近に実現するため庭、鉢などでの草花、観葉植物などの栽培技術を実践的に学習する。	14	樹林や花卉類の多種多様な色と形が、街の景観や生活環境を潤す資源になることを実践的に習得する。	13
環境保全といやしの空間	山野草や盆栽などの栽培管理、鑑賞法を習得する。絶滅危惧種の増殖や乱獲を防止して、いやしの空間を確保する。	10	山野草への造詣を深めるとともに、自然を凝縮した盆栽美の創出・鑑賞を通じて環境保全の意義を体得する。	5
	計	74	計	74

学習計画の概要

6 造形学部 陶芸コース

① 目 標

自らの能力を生かし、創造的に生きるため、陶芸に係る学習機会を提供すると共に、地域活動に参加できる人材を養成する。

② 学習課題の設定

- ア 地域活動に役立つ知識と技能の習得
- イ 陶芸に関する知識や技能の習得
- ウ 創作の喜び、味わい、豊かな創造性ある生きがいをづくり
- エ 習得した知識や技能を活用した、地域貢献活動への参加
- オ 仲間とともに活動するノウハウの習得

③ 学習内容

	学 習 内 容	単位
学校行事	秩序ある学園生活を構築すると共に、学生間の交流・相互啓発の中で同窓意識を醸成し、将来に向けて、共に活動する基礎づくりとする。	6
教養科目	地域活動をするための、必要な知識を身につける。	9
健康づくり・スポーツ科目	心身共に健康で過ごすための基礎的な知識を習得する。	3
資格取得科目	生活に役立つ資格を取得する	7
福祉科目	地地域活動のひとつとして考えられる福祉活動について、介護分野、子ども分野等の基礎的な知識を修得する。	2
社会生活科目	地域活動の基礎的知識（災害、防犯、外国人とのコミュニケーション等）を修得する。	7
陶磁器基礎	陶芸に関する基礎的な知識・技術を学ぶ。	25
低火度焼成	低火度焼成による体系的な作陶技術を習得する。	9
高火度焼成	高火度焼成による作陶技術を習得する。	78
校外学習	展覧会等の作品を鑑賞し博識を広げる。	2
	計	148